官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二一三）　二
○自衛隊法施行令等の一部を改正する政令（二一四）　五
○医療法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（二一五）　六
○令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令の一部を改正する政令（二一六）　七
○令和六年能登半島地震による災害及び令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令の一部を改正する政令（二一七）　七
○道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令（二一八）　八
○検疫法施行令の一部を改正する政令（二一九）　九
〔その他告示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務六二～六九）　一〇
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同七〇～七二）　一二
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同七三～七五）　一三
○検疫法施行令別表第三の規定に基づき厚生労働大臣が指定する陸域の地域の一部を改正する件（厚生労働八二）　一六
○検疫法第八条第四項の規定による検疫区域の一部を改正する件（同八三）　一七
○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（農林水産三四〇）　一九
〔官庁報告〕
基本測量関係事項公告（国土交通省）　二二
〔公　告〕
諸事項
官庁
買収前の所有者等への売払い関係　二三
裁判所
破産、免責、再生関係　二三
特殊法人等
日本弁護士連合会公示送達・懲戒処分関係　二三
地方公共団体
教育職員免許状失効、公示送達、押収物還付関係　二三
会社その他
会社決算公告　二四

本号で公布された法令のあらまし

◇防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二十三号）（防衛省）

防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十四号）の施行期日は、令和八年三月二十三日とする。

◇自衛隊法施行令等の一部を改正する政令（政令第二十四号）（防衛省）

第１　自衛隊法施行令の一部改正

１　海上自衛隊の水上艦隊の新編に伴い、所要の規定の整備を行う。（第十五条の二、第十六条の三から第十六条の五まで及び第十六条の十二から第十八条の十四まで関係）

２　海上自衛隊の情報作戦集団の新編に伴い、所要の規定の整備を行う。（第十五条、第二十二条の二から第二十二条の十三まで、第二十五条及び第二十五条の二関係）

３　海上自衛隊の警備隊及び基地業務隊を廃止し、並びに艦隊基地隊を新編する。（第二十一条及び第二十一条の二関係）

４　航空自衛隊に宇宙作戦団を新編する。（第二十八条、第三十条の十三及び第三十条の十四関係）

５　航空自衛隊の航空戦術教導団の廃止に伴い、所要の規定の整備を行う。（第二十八条の二、第三十条の七及び第三十条の八関係）

６　航空自衛隊の警戒航空団等を改編する。（第三十条の三関係）

７　陸上自衛隊後方支援学校を新編する。（第三十三条の二関係）

８　海上自衛隊の第一術科学校及び第二術科学校の所掌事務を変更する。（第三十四条関係）

９　陸上自衛隊補給本部の改編に伴い、所要の規定の整備を行う。（第三章第六節、第三章第七節及び第百二十七条関係）

10　麻薬及び向精神薬取締法等の適用を除外される部隊又は補給処について、所要の規定の整備を行う。（第百五十九条関係）

11　その他所要の規定の整備を行う。

第２　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正

１　海上自衛隊の水上艦隊の新編に伴い、自衛官俸給表の適用範囲の区分について、所要の規定の整備を行う。（第四条関係）

２　海上自衛隊の水上艦隊の新編等に伴い、俸給の特別調整額について、所要の規定の整備を行う。（別表第三関係）

第３　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部改正

水上艦隊の新編に伴い、武力攻撃事態等において市町村長が避難住民の誘導を行うよう要請できる自衛隊の部隊等の長に水上艦隊司令官等を追加するため、所要の規定の整備を行う。（第八条関係）

第４　施行期日

この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十四号）の施行の日（令和八年三月二十三日）から施行する。（附則関係）

◇医療法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（政令第二十五号）（厚生労働省）

第１　医療法施行令の一部改正

１　病院又は診療所を開設する公益社団法人を除く一般社団法人は、厚生労働省令で定めるところにより、毎会計年度終了後三月以内に、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百二十三条第二項の規定により作成された同項に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの厚生労働省令で定める附属明細書を都道府県知事に届け出なければならないものとする。（第四条の七関係）

２　その他所要の改正を行う。

第２　地方自治法施行令の一部改正

１　地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する医療に関する事務に、第１の１の規定により、都道府県が処理することとされている事務を追加する。（第百七十四条の三十五第一項関係）

２　その他所要の改正を行う。

第３　施行期日等

１　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則第一項関係）

２　第１の１の規定は、この政令の施行の日以後に始まる会計年度について適用するものとする。（附則第二項関係）

―――――――――――――

◇令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令の一部を改正する政令（政令第二十六号）（内閣府本府）

１　令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害について、災害対策基本法第百二条第一項の規定による地方債をもって地方公共団体の財源とすることができる期限を延長する。（本則関係）

２　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

―――――――――――――

◇令和六年能登半島地震による災害及び令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令の一部を改正する政令（政令第二十七号）（内閣府本府）

１　令和六年能登半島地震による災害及び令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害について、災害対策基本法第百二条第一項の規定による地方債をもって地方公共団体の財源とすることができる期限を延長する。（本則関係）

２　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

―――――――――――――

◇道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令（政令第二十八号）（国土交通省）

１　自動車の新規登録等を申請する者等が国、軽自動車検査協会又は独立行政法人自動車技術総合機構に納めなければならない手数料の額を改める。（第一条、第二条及び第三条関係）

２　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）

―――――――――――――

◇検疫法施行令の一部を改正する政令（政令第二十九号）（厚生労働省）

１　徳島飛行場を新たに検疫飛行場として定める。（別表第一関係）

２　徳島飛行場について検疫所長が検疫感染症等に関し調査及び衛生措置を行うことができる区域を定める。（別表第三関係）

３　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）

―――――――――――――

政　令

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二十三号

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十四号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日は、令和八年三月二十三日とする。

防衛大臣　小泉進次郎

内閣総理大臣　高市　早苗

―――――――――――――

自衛隊法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二十四号

自衛隊法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十四号）の施行に伴い、並びに自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二十三条、第三十条及び第百十五条の三第一項、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十一条の三第一項及び別表第二備考(三)並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第六十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第一条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六節　委任規定（第四四条―第四四条の八）」を「第六節　委任規定（第四四条―第四四条の六）」に改める。

第十五条中「地方隊」の下に「、情報作戦集団」を加え、「、通信隊群」を削る。

第十五条の二中「護衛艦隊」を「水上艦隊」に改め、「、掃海隊群一、艦隊情報群一、海洋業務・対潜支援群一」を削る。

第十六条の三の見出しを「（水上艦隊）」に改め、同条中「護衛艦隊は、護衛艦隊司令部、護衛艦隊群四及び海上訓練指導隊群」を「水上艦隊は、水上艦隊司令部及び水上戦群三、水陸両用戦機雷戦群一、哨戒防備群一、水上訓練指導群」に改め、同条ただし書中「護衛艦隊司令部」を「水上艦隊司令部」に改める。

第十六条の四の見出し及び同条第一項中「護衛艦隊司令官」を「水上艦隊司令官」に改め、同条第二項中「護衛艦隊司令部」を「水上艦隊司令部」に、「護衛艦隊司令官」を「水上艦隊司令官」に改める。

第十六条の五の見出し及び同条第一項中「護衛艦隊司令部」を「水上艦隊司令部」に改め、同条第二項中「護衛艦隊司令官」を「水上艦隊司令官」に、「護衛艦隊司令部」を「水上艦隊司令部」に改める。

第十六条の十二から第十六条の十四までを削る。

第十七条の見出しを「（水上戦群）」に改め、同条中「護衛隊群は、護衛隊群司令部及び護衛隊二」を「水上戦群は、水上戦群司令部及び水上戦隊三」に改め、同条ただし書中「護衛隊群司令部」を「水上戦群司令部」に改める。

第十八条の見出しを「（水上戦群司令）」に改め、同条第一項中「護衛隊群の長は、護衛隊群司令」を「水上戦群の長は、水上戦群司令」に改め、同条第二項中「護衛隊群司令」を「水上戦群司令」に改める。

第十八条の二及び第十八条の三を次のように改める。

（水陸両用戦機雷戦群）

第十八条の二　水陸両用戦機雷戦群は、水陸両用戦機雷戦群司令部及び水陸両用戦隊一、機雷戦隊七その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、水陸両用戦機雷戦群司令部以外の部隊の数を増減することができる。

（水陸両用戦機雷戦群司令）

第十八条の三　水陸両用戦機雷戦群の長は、水陸両用戦機雷戦群司令とする。

2　水陸両用戦機雷戦群司令は、海将補をもつて充てる。

3　水陸両用戦機雷戦群司令部の事務は、水陸両用戦機雷戦群司令が掌理するものとする。

第十八条の十三を第十八条の十四とし、第十八条の十二を第十八条の十三とし、第十八条の八から第十八条の十一までを削り、第十八条の七を第十八条の十二とし、第十八条の四から第十八条の六までを五条ずつ繰り下げ、第十八条の三の次に次の五条を加える。

（水陸両用戦機雷戦群司令部）

第十八条の四　水陸両用戦機雷戦群司令部に、幕僚長一人を置く。幕僚長は、一等海佐をもつて充てる。

2　幕僚長は、水陸両用戦機雷戦群司令を補佐し、水陸両用戦機雷戦群司令部の部内の事務を整理する。

（哨戒備群）

第十八条の五　哨戒備群は、哨戒備群司令部及び哨戒備隊五その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、哨戒備群司令部以外の部隊の数を増減することができる。

（哨戒備群司令）

第十八条の六　哨戒備群の長は、哨戒備群司令とする。

2　哨戒備群司令は、一等海佐をもつて充てる。

（水上訓練指導群）

第十八条の七　水上訓練指導群は、水上訓練指導群司令部及び水上訓練指導隊その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。

（水上訓練指導群司令）

第十八条の八　水上訓練指導群の長は、水上訓練指導群司令とする。

2　水上訓練指導群司令は、一等海佐をもつて充てる。

第二十一条中「、掃海隊、ミサイル艇隊」を削り、「警備隊、防備隊」を「艦隊基地隊」に改める。

第二十一条の二中「警備隊」を「艦隊基地隊」に改める。

第二十二条の六を第二十二条の十三とし、第二十二条の二から第二十二条の五までを七条ずつ繰り下げ、第二十二条の次に次の七条を加える。

（情報作戦集団）

第二十二条の二　情報作戦集団は、情報作戦集団司令部及び作戦情報群、サイバー防護群その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。

（情報作戦集団司令官）

第二十二条の三　情報作戦集団司令官は、海将をもつて充てる。

2　情報作戦集団司令部の事務は、情報作戦集団司令官が掌理するものとする。

（情報作戦集団司令部）

第二十二条の四　情報作戦集団司令部に、幕僚長一人を置く。幕僚長は、海将補をもつて充てる。

2　幕僚長は、情報作戦集団司令官を補佐し、情報作戦集団司令部の部内の事務を整理する。

（作戦情報群）

第二十二条の五　作戦情報群は、作戦情報群司令部及び情報収集隊、気象海洋情報隊その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。

（作戦情報群司令）

第二十二条の六　作戦情報群の長は、作戦情報群司令とする。

2　作戦情報群司令は、海将補をもつて充てる。

（サイバー防護群）

第二十二条の七　サイバー防護群は、サイバー防護群司令部及びサイバー防護隊その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。

（サイバー防護群司令）

第二十二条の八　サイバー防護群の長は、サイバー防護群司令とする。

2　サイバー防護群司令は、一等海佐をもつて充てる。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条　削除

第二十五条の二を削る。

第二十八条中「航空開発実験集団」の下に「、宇宙作戦団」を加える。

第二十八条の二中「、航空戦術教導団一」を削る。

第三十条の三中「飛行警戒管制群一、飛行警戒監視群一」を「飛行群二」に改める。

第三十条の七及び第三十条の八を削り、第三十条の九を第三十条の七とし、第三十条の十から第三十条の十三までを二条ずつ繰り上げ、第三十条の十四を第三十条の十二とし、同条の次に次の二条を加える。

（宇宙作戦団）

第三十条の十三　宇宙作戦団は、宇宙作戦団司令部及び宇宙作戦群二、基地業務群一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は宇宙作戦団司令部以外の部隊の数を増加し、若しくは宇宙作戦団司令部以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

（宇宙作戦団司令）

第三十条の十四　宇宙作戦団の長は、宇宙作戦団司令とする。

2　宇宙作戦団司令は、空将補をもつて充てる。

第三十三条の二の表陸上自衛隊システム通信・サイバー学校の項の次に次のように加える。

陸上自衛隊後方支援学校	東京都練馬区	武器科、需品科及び輸送科に必要な知識及び技能並びに武器科部隊、需品科部隊、輸送科部隊及び衛生科部隊の相互協同に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うとともに、武器科部隊、需品科部隊及び輸送科部隊の運用等並びに武器科部隊、需品科部隊、輸送科部隊及び衛生科部隊の相互協同に関する調査研究を行うこと。

第三十三条の二の表陸上自衛隊武器学校の項から陸上自衛隊輸送学校の項までを削る。

第三十四条の表海上自衛隊第一術科学校の項中「、通信」を削り、同表海上自衛隊第二術科学校の項中「工作」の下に「、通信」を加える。

第三章第六節の節名及び第四十八条の五を次のように改める。

第六節　補給本部

（陸上自衛隊の補給本部の名称、位置及び所掌事務）

第四十八条の五　陸上自衛隊の補給本部の名称、位置及び所掌事務は、次の表のとおりとする。

名称	位置	所掌事務
陸上自衛隊補給本部	東京都北区	陸上自衛隊における法第二十六条第一項に規定する事務の実施の企画及び総合調整並びに陸上自衛隊の補給処の管理並びに同項に規定する調達の事務のうち防衛大臣が定めるものを行うこと。

第四十八条の六及び第三章第七節の節名を削り、第四十八条の七を第四十八条の六とし、第四十八条の八を第四十八条の七とし、第四十八条の九を第四十八条の八とする。

第四十九条の見出しを削り、同条中「本章」を「この章」に改め、第三章中第八節を第七節とする。

第百二十七条中第十二号を削り、第十三号を第十二号とする。

第百五十九条第一号中「陸上自衛隊」を「自衛隊」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　陸上自衛隊及び航空自衛隊の補給処

第百五十九条第三号を削る。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第二条　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第二号中「護衛隊」を「水上戦隊」に改める。

別表第三護衛艦隊司令部の項中

護衛艦隊司令部	護衛艦隊司令官
幕僚長	幕僚長

を

水上艦隊司令部	水上艦隊司令官
幕僚長	幕僚長

に改め、同表掃海隊群司令部の項を削り、同表護衛隊群司令部の項中

護衛隊群司令部	護衛隊群司令
令部	水上戦群司令

を

水上戦群司令部	水上戦群司令
令部	水上戦群司令

に改め、同項の次に次のように加える。

水陸両用戦機雷戦群司令部	一種
幕僚長	
哨戒（しょう）備群司令部	一種

別表第三海上訓練指導隊群司令部の項中

海上訓練指導隊群司令部	海上訓練指
導隊群司令	

を

水上訓練指導群司令部	水上訓練指導群
司令	

に改め、同表艦隊情報群司令部の項及び海洋業務・対潜支援群司令部の項を削り、同表地区総監部の項の次に次のように加える。

情報作戦集団司令部	情報作戦集団司令官	一種
	幕僚長	
作戦情報群司令部	作戦情報群司令	一種
サイバー防護群司令部	サイバー防護群司令	一種

別表第三通信隊群司令部の項及び航空戦術教導団司令部の項を削り、同表航空警戒管制団司令部の項の次に次のように加える。

宇宙作戦団司令部	宇宙作戦団司令	一種

別表第三補給統制本部の項を削り、同表海上自衛隊及び航空自衛隊の補給本部の項中「海上自衛隊」を「陸上自衛隊、海上自衛隊」に改める。

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部改正）

第三条　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項第九号を次のように改める。

九　水上艦隊司令官

第八条第二項第十一号及び第十二号を次のように改める。

十一　水上戦群司令

十二　水陸両用戦機雷戦群司令

第八条第二項中第三十号を第三十一号とし、第十三号から第二十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三　哨（しょう）戒防備群司令

附　則

この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年三月二十三日）から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

防衛大臣　小泉進次郎

医療法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二十五号

医療法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令

内閣は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の二及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（医療法施行令の一部改正）

第一条　医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「及び次条」を「並びに次条及び第四条の七」に改める。

第四条の八を第四条の九とし、第四条の七を第四条の八とし、第四条の六の次に次の一条を加える。

（一般社団法人に係る届出）

第四条の七　病院又は診療所を開設する一般社団法人（公益社団法人を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、毎会計年度終了後三月以内に、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第百二十三条第二項の規定により作成された同項に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書（附属明細書にあつては、厚生労働省令で定めるものに限る。）を都道府県知事に届け出なければならない。

第五条の五の七中「（平成十八年法律第四十八号）」を削る。

（地方自治法施行令の一部改正）

第二条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百七十四条の三十五第一項中「並びに第四条の二」を「、第四条の二並びに第四条の七」に改め、「診療所及び助産所に係る同法第七条第一項及び第二項、第八条、第八条の二第二項、第九条、第十二条、第二十四条第一項、第二十四条の二、第二十五条第一項及び第二項、第二十五条の二、第二十七条、第二十八条、第二十九条第一項及び第二項並びに第三十条並びに同令第四条第一項及び第四条の二の規定による開設の許可等、診療所に係る同法第十五条第三項及び第十八条の規定による届出の受理等、病院及び診療所に係る」を削り、「制定等並びに」を「制定等」に、「求め等並びに同法第四条第一項に規定する地域医療支援病院に係る」を「求め等」に改め、「並びに第二十九条第三項及び第六項」を削り、「同法第二十二条に掲げる施設に」を「同法第四条第一項に規定する地域医療支援病院の同法第二十二条第一号及び第四号から第九号までに掲げる施設に」に、「限る。）並びに」を「限る。）」に、「同法第二十二条に掲げる施設及び」を「同法第四条第一項に規定する地域医療支援病院の同法第二十二条各号に掲げる施設及び」に、「に限る。）に」を「並びに診療所及び助産所に係るものに限る。）、同法第二十五条の二の規定による通知の受理並びに同法第二十九条第三項及び第六項の規定による承認の取消しに」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　第一条の規定による改正後の医療法施行令第四条の七の規定は、この政令の施行の日以後に始まる会計年度について適用する。

総務大臣　林　芳正
厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二十六号

令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第百二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令（令和三年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「令和七年度」を「令和八年度」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき

令和六年能登半島地震による災害及び令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二十七号

令和六年能登半島地震による災害及び令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第百二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

令和六年能登半島地震による災害及び令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令（令和六年政令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び令和七年度」を「から令和八年度まで」に改め、「、令和七年度」の下に「及び令和八年度」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき

道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二十八号

道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第百二条第一項から第四項までの規定に基づき、この政令を制定する。

道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の表一の項下欄中「一両につき次に掲げる金額」を「自動車一両につき千三百円（電子申請（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合にあっては、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める金額」に改め、同欄第一号中「九百円（電子申請（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合にあっては、五百円）」を「七百円」に改め、同欄第二号中「七百円」を「七百五十円」に改め、同表二の項下欄中「一両」を「自動車一両」に、「三百五十円」を「五百円（電子申請（輸出抹消仮登録に係るものを除く。）による場合にあっては、四百五十円）」に改め、同表三の項下欄中「一両」を「自動車一両」に、「五百円」を「七百円（電子申請による場合にあっては、六百円）」に改め、同表四の項下欄及び五の項下欄中「一両」を「自動車一両」に、「三百五十円」を「五百円」に改め、同表六の項下欄中「一両」を「自動車一両」に改め、同表八の項下欄を次のように改める。

次の各号に掲げる登録事項等証明書の区分に応じ、当該各号に定める金額	
一　自動車一両ごとに作成する登録事項等証明書　次のイ又はロに掲げる登録事項等証明書の区分に応じ、当該イ又はロに定める金額	
イ　自動車登録令（昭和二十六年政令第二百五十六号）第六条第一項の現在記録ファイル（ロにおいて「現在記録ファイル」という。）に記録されている事項のみに係るもの　一件につき四百円	
ロ　現在記録ファイル及び自動車登録令第六条第一項の保存記録ファイルに記録されている事項に係るもの　一件につき千二百円（当該保存記録ファイルに記録されている事項に係るものの枚数が一枚を超える場合にあっては、千二百円にその超える枚数一枚ごとに四百円を加算した額）	
二　二両以上の自動車について一括して作成する登録事項等証明書　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める金額	
イ　三十両以下の自動車について一括して作成する場合　一件につき五百円	
ロ　三十両を超える自動車について一括して作成する場合　一件につき五百円にその超える自動車三十両までごとに五百円を加算した額	

第一条の表九の項下欄を次のように改める。

次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額	
一　請求に係る登録情報が自動車一両ごとに作成する登録事項等証明書に係るものである場合	一件につき三百円
二　請求に係る登録情報が二両以上の自動車について一括して作成する登録事項等証明書に係るものである場合　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める金額	
イ　請求に係る登録情報が三十両（自動車登録番号又は車台番号並びに自動車の所有者及び使用者の氏名又は名称及び住所（ロにおいて「自動車登録番号等」という。）を含まないものにあっては、六十両）以下の自動車に係るものである場合	一件につき三百円
ロ　請求に係る登録情報が三十両（自動車登録番号等を含まないものにあっては、六十両）を超える自動車に係るものである場合	一件につき三百円にその超える自動車三十両（自動車登録番号等を含まないものにあっては、その超える自動車六十両）までごとに三百円を加算した額

第一条の表十一の項下欄中「三百五十円」を「四百五十円」に改め、同表十二の項下欄を次のように改める。

次の各号に掲げる証明書の区分に応じ、当該各号に定める金額	
一　自動車一両ごとに作成する証明書　次のイ又はロに掲げる証明書の区分に応じ、当該イ又はロに定める金額	
イ　道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）第八条第四項又は第五項において準用する自動車登録令第六条第一項の現在記録ファイル（ロにおいて「現在記録ファイル」という。）に記録されている事項のみに係るもの	一件につき四百円
ロ　現在記録ファイル及び道路運送車両法施行令第八条第四項又は第五項において準用する自動車登録令第六条第一項の保存記録ファイルに記録されている事項に係るもの　一件につき千二百円（当該保存記録ファイルに記録されている事項に係るものの枚数が一枚を超える場合にあっては、千二百円にその超える枚数一枚ごとに四百円を加算した額）	
二　二両以上の自動車について一括して作成する証明書　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める金額	
イ　三十両以下の自動車について一括して作成する場合	一件につき五百円
ロ　三十両を超える自動車について一括して作成する場合　一件につき五百円にその超える自動車三十両までごとに五百円を加算した額	

第一条の表十三の項下欄中「三百五十円」を「四百五十円」に改め、同表十四の項下欄中「三百円」を「四百円」に改める。

第二条中「、一両」を「、自動車一両」に改め、同条の表一の項下欄中「一両」を「自動車一両」に改め、同欄第一号イ中「千四百円」を「千八百円」に改め、同号ロ中「千五百円」を「二千円」に、「千三百円」を「千七百円」に改め、同欄第二号中「代える場合を含む」の下に「。以下同じ」を加え、「千三百円」を「千六百円」に改め、同欄第三号中「（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）」を削り、「千四百円」を「千七百円」に改め、同欄第四号イ中「小型自動車」の下に「及び検査対象軽自動車」を加え、「二千百円」を「二千四百円」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「二千二百円」を「二千五百円」に改め、同号ハを同号ロとし、同表二の項下欄中「一両」を「自動車一両」に改め、同欄第一号中「（法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）」を削り、同号イ中「千二百円」を「千五百円」に改め、同号ロ中「千四百円」を「千七百円」に、「千二百円」を「千五百円」に改め、同欄第二号中「（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第

九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）」を削り、「千二百円」を「千五百円」に改め、同欄第三号中「（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）」を削り、「千四百円」を「千七百円」に改め、同欄第四号イ中「千八百円」を「二千百円」に改め、同号ロ中「千九百円」を「二千二百円」に改め、同表三の項下欄中「一両」を「自動車一両」に改め、同欄第一号中「小型自動車」の下に「及び検査対象軽自動車」を加え、「二千百円」を「二千四百円」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「二千二百円」を「二千五百円」に改め、同号ハを同号ロとする。

第三条第一項中「一両につき六百円」に改め、同項の表一の項下欄中「一両」を「自動車一両」に改め、同欄第一号中「（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）」を削り、同号イ中「九百円」を「千百円」に改め、同号ロ中「千三百円」を「千五百円」に改め、同欄第二号イ中「二千百円」を「二千三百円」に改め、同号ロ中「二千円」を「二千二百円」に改め、同号ハ中「千七百円」を「千九百円」に改め、同表二の項下欄中「一両」を「自動車一両」に改め、同欄第一号中「（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）」を削り、同号イ中「九百円」を「千百円」に改め、同号ロ中「千三百円」を「千五百円」に改め、同欄第二号イ中「千八百円」を「二千円」に改め、同号ロ中「千七百円」を「千九百円」に改め、同号ハ中「千四百円」を「千六百円」に改め、同号二中「千三百円」を「千五百円」に改め、同表三の項下欄中「一両」を「自動車一両」に改め、同欄第一号中「二千百円」を「二千三百円」に改め、同欄第二号中「二千百円」を「二千三百円」に改め、同欄第三号中「千七百円」を「千九百円」に改め、同欄第四号中「千六百円」を「千八百円」に改め、同表四の項下欄中「一両」を「自動車一両」に改め、同欄第一号イ中「九百円」を「千百円」に改め、同号ロ中「千三百円」を「千五百円」に改め、同欄第二号イ中「二千三百円」に改め、同号ロ中「二千円」を「二千二百円」に改め、同号ハ中「千七百円」を「千九百円」に改め、同号二中「千六百円」を「千八

5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　非競争入札発行	各申込みの応募額を案分により割り当てる。
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で2,183,900,000,000円 うち、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第３条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で825,355,400,000円、情報処理の促進に関する法律第69条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で25,603,750,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で1,049,300,150,000円、同法第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で283,640,700,000円
⑵　非競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で175,000,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で615,400,000,000円
⑷　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で268,600,000,000円
7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	2,185,857,330,000円
⑵　非競争入札発行	175,157,500円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	615,953,860,000円
⑷　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	268,841,740,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和８年２月２日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき100円８銭以上のそれぞれの応募価格
⑵　非競争入札発行、国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	額面金額100円につき100円９銭
12　利率	年1.3％
13　経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{1.3}{100}$×$\frac{1}{365}$
14　初期利子	令和８年８月１日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.3}{100}$×$\frac{1}{2}$
15　第２期以後の利子	毎年２月１日及び８月１日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16　償還期限	令和10年２月１日
17　償還金額	額面金額100円につき100円
18　元利金支払場所	日本銀行
19　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20　払込期日	令和８年２月２日

○財務省告示第六十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年二月十八日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年二月十一日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	利付国庫債券（５年）（第183回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成24年法律第101号）第３条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項及び第47条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　非競争入札発行	各申込みの応募額を案分により割り当てる。
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

6　発　行　額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で1,891,200,000,000円 うち、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第３条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で601,065,350,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で1,027,402,700,000円、同法第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で262,731,950,000円
⑵　非競争入札発行	特別会計に関する法律第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で890,000,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で607,100,000,000円
⑷　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で198,800,000,000円
7　払　込　金　額	
⑴　価格競争入札発行	1,887,864,600,000円
⑵　非競争入札発行	888,398,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	606,007,220,000円
⑷　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	198,442,160,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振　替　単　位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発　行　日	令和８年２月18日
11　発　行　価　格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円79銭以上のそれぞれの応募価格
⑵　非競争入札発行、国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円82銭
12　利　率	年1.6％
13　経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{1.6}{100}$×$\frac{60}{365}$
14　初　期　利　子	令和８年６月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.6}{100}$×$\frac{1}{2}$
15　第２期以後の利子	毎年６月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16　償　還　期　限	令和12年12月20日
17　償　還　金　額	額面金額100円につき100円
18　元利金支払場所	日本銀行
19　入　札　参　加　者	財務大臣から通知を受けた者
20　払　込　期　日	令和８年２月18日

○財務省告示第二十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年二月四日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年二月十一日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	利付国庫債券（10年）（第381回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成24年法律第101号）第３条第１項並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第71条の26第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項及び第47条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発　行　方　法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　非競争入札発行	各申込みの応募額を案分により割り当てる。
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発　行　額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で1,992,500,000,000円 うち、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第３条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で776,381,750,000円、子ども・子育て支援法第71条の26第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で13,252,500,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で846,111,600,000円、同法第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で356,754,150,000円

⑵	非競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で2,051,000,000円
⑶	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で605,000,000,000円
⑷	国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で10,000,000,000円
7	払込金額	
⑴	価格競争入札発行	1,968,432,560,000円
⑵	非競争入札発行	2,026,182,900円
⑶	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	597,679,500,000円
⑷	国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	9,879,000,000円
8	最低額面金額	50,000円
9	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10	発行日	令和８年２月４日
11	発行価格	
⑴	価格競争入札発行	額面金額100円につき98円74銭以上のそれぞれの応募価格
⑵	非競争入札発行、国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	額面金額100円につき98円79銭
12	利率	年2.1％
13	経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{2.1}{100}$×$\frac{46}{365}$
14	初期利子	令和８年６月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{2.1}{100}$×$\frac{1}{2}$
15	第２期以後の利子	毎年６月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16	償還期限	令和17年12月20日
17	償還金額	額面金額100円につき100円
18	元利金支払場所	日本銀行
19	入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20	払込期日	令和８年２月４日

○財務省告示第六十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年二月十一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年二月十一日　　財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	利付国庫債券（物価連動・10年）(第30回)
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	価格を競争に付して行われる入札による発行
5	募入決定の方法	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
6	発行額	額面金額で249,800,000,000円
7	払込金額	246,235,937,272円
8	最低額面金額	100,000円
9	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10	発行日	令和８年２月12日
11	発行価格	額面金額100円につき96円５銭
12	利率	年0.005％
13	発行日の想定元金額	額面金額の総額×1.02627
14	想定元金額の計算方法	各利子支払期及び償還期限における想定元金額は、各利子支払期及び償還期限の属する月の３月前の消費者物価指数（総務省統計局が統計法（平成19年法律第53号）第２条第４項に規定する基幹統計である小売物価統計のための調査の結果に基づき作成する全国消費者物価指数のうち生鮮食品を除く総合指数をいう。以下同じ。）を109.6で除して得た数（小数点以下第５位未満の端数があるときは、これを四捨五入したもの。）に額面金額を乗じて得た額とする。ただし、消費者物価指数の基準改定が行われ、改定後の基準に基づく消費者物価指数が公表された場合には、財務大臣が定める日以降の各利子支払期及び償還期限における想定元金額は、財務大臣が定める方法により算出される数（小数点以下第５位未満の端数があるときは、これを四捨五入したもの。）に額面金額を乗じて得た額とする。
15	経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第22号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×1.02627×$\frac{0.005}{100}$×$\frac{155}{365}$
16	初期利子	令和８年３月10日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第18号において規定する期日について同じ。）。 第14号の規定により算出された支払期における想定元金額×$\frac{0.005}{100}$×$\frac{1}{2}$
17	第２期以後の利子	毎年３月10日及び９月10日を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。 第14号の規定により算出された各支払期における想定元金額×$\frac{0.005}{100}$×$\frac{1}{2}$

18　償還期限	令和17年３月10日
19　償還金額	第14号の規定により算出された償還期限における想定元金額 ただし、当該想定元金額が額面金額を下回る場合には、額面金額とする。
20　元利金支払場所	日本銀行
21　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
22　払込期日	令和８年２月12日

○財務省告示第六十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年二月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年三月十一日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	利付国庫債券（20年）（第195回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第４条第１項及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成24年法律第101号）第３条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項及び第47条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
(1)　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
(1)　価格競争入札発行	額面金額で607,500,000,000円 うち、財政法第４条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で488,818,400,000円、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第３条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で29,156,500,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で6,335,600,000円、同法第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で83,189,500,000円
(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	財政法第４条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で191,500,000,000円
(3)　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で67,400,000,000円
7　払込金額	
(1)　価格競争入札発行	625,080,650,000円
(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	197,034,350,000円
(3)　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	69,347,860,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和８年２月20日
11　発行価格	
(1)　価格競争入札発行	額面金額100円につき102円75銭以上のそれぞれの応募価格
(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	額面金額100円につき102円89銭
12　利率	年3.2％
13　経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{3.2}{100}$×$\frac{62}{365}$
14　初期利子	令和８年６月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{3.2}{100}$×$\frac{1}{2}$
15　第２期以後の利子	毎年６月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16　償還期限	令和27年12月20日
17　償還金額	額面金額100円につき100円
18　元利金支払場所	日本銀行
19　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20　払込期日	令和８年２月20日

○財務省告示第六十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年二月六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年三月十一日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	利付国庫債券（30年）（第89回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第４条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項及び第47条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で525,000,000,000円 うち、財政法第４条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で458,357,550,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で10,319,200,000円、同法第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で56,323,250,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	財政法第４条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で173,900,000,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で57,700,000,000円
7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	508,754,500,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	168,526,490,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	55,917,070,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和８年２月６日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき96円80銭以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	額面金額100円につき96円91銭
12　利率	年3.4％
13　経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{3.4}{100}$×$\frac{48}{365}$
14　初期利子	令和８年６月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{3.4}{100}$×$\frac{1}{2}$
15　第２期以後の利子	毎年６月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16　償還期限	令和37年12月20日
17　償還金額	額面金額100円につき100円
18　元利金支払場所	日本銀行
19　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20　払込期日	令和８年２月６日

○財務省告示第二十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年二月十六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年二月十一日

財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	利付国庫債券（10年）（第363回、第369回、第370回、第373回、第376回及び第380回）、利付国庫債券（20年）（第125回、第126回、第129回、第132回、第134回、第136回、第138回、第140回、第141回、第142回、第143回、第144回、第145回、第147回、第150回、第153回、第155回、第159回、第163回、第164回、第173回、第176回及び第177回）及び利付国庫債券（30年）（第５回、第６回、第７回、第10回、第12回、第16回、第19回、第22回、第28回、第29回、第30回、第32回及び第34回）
2　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第47条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	利回り格差（第17号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行
5　募入決定の方法	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
6　発行額	額面金額で649,500,000,000円 内訳（別表のとおり）
7　払込金額	572,694,097,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和８年２月16日
11　発行価格	発行対象国債ごとに、額面金額100円につき、次の算式により算出した金額 $\frac{100+\text{表面利率}\times\text{残存年数}}{1+\left(\frac{\text{第17号に規定する利回り}+\text{募入利回り格差}}{100}\right)\times\text{残存年数}}$

12　利　　率　（別表のとおり）

13　経過利子の払込み　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。

各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第10号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365

14　利　　子　第10号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。

$$\text{各発行対象国債の額面金額} \times \frac{\text{各発行対象国債の利率}}{100} \times \frac{1}{2}$$

15　償　還　期　限　（別表のとおり）

16　償　還　金　額　額面金額100円につき100円

17　入札の基準とする各発行対象国債の利回り　銘柄毎の基準利回は、令和８年２月13日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回りとする。

18　元利金支払場所　日本銀行

19　入　札　参　加　者　財務大臣から通知を受けた者

20　払　込　期　日　令和８年２月16日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（10年）（第363回）	0.1％	令和13年６月20日	3,800,000,000円
利付国庫債券（10年）（第369回）	0.5％	令和14年12月20日	5,200,000,000円
利付国庫債券（10年）（第370回）	0.5％	令和15年３月20日	18,000,000,000円
利付国庫債券（10年）（第373回）	0.6％	令和15年12月20日	100,000,000円
利付国庫債券（10年）（第376回）	0.9％	令和16年９月20日	20,000,000,000円
利付国庫債券（10年）（第380回）	1.7％	令和17年９月20日	50,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第125回）	2.2％	令和13年３月20日	16,500,000,000円
利付国庫債券（20年）（第126回）	2.0％	令和13年３月20日	32,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第129回）	1.8％	令和13年６月20日	3,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第132回）	1.7％	令和13年12月20日	1,100,000,000円
利付国庫債券（20年）（第134回）	1.8％	令和14年３月20日	6,400,000,000円
利付国庫債券（20年）（第136回）	1.6％	令和14年３月20日	6,400,000,000円
利付国庫債券（20年）（第138回）	1.5％	令和14年６月20日	1,200,000,000円
利付国庫債券（20年）（第140回）	1.7％	令和14年９月20日	25,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第141回）	1.7％	令和14年12月20日	5,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第142回）	1.8％	令和14年12月20日	1,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第143回）	1.6％	令和15年３月20日	1,100,000,000円
利付国庫債券（20年）（第144回）	1.5％	令和15年３月20日	23,100,000,000円
利付国庫債券（20年）（第145回）	1.7％	令和15年６月20日	7,100,000,000円
利付国庫債券（20年）（第147回）	1.6％	令和15年12月20日	8,600,000,000円
利付国庫債券（20年）（第150回）	1.4％	令和16年９月20日	2,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第153回）	1.3％	令和17年６月20日	39,300,000,000円
利付国庫債券（20年）（第155回）	1.0％	令和17年12月20日	11,700,000,000円
利付国庫債券（20年）（第159回）	0.6％	令和18年12月20日	15,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第163回）	0.6％	令和19年12月20日	7,500,000,000円
利付国庫債券（20年）（第164回）	0.5％	令和20年３月20日	15,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第173回）	0.4％	令和22年６月20日	185,500,000,000円
利付国庫債券（20年）（第176回）	0.5％	令和23年３月20日	10,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第177回）	0.4％	令和23年６月20日	12,000,000,000円
利付国庫債券（30年）（第５回）	2.2％	令和13年５月20日	100,000,000円
利付国庫債券（30年）（第６回）	2.4％	令和13年11月20日	3,200,000,000円
利付国庫債券（30年）（第７回）	2.3％	令和14年５月20日	500,000,000円
利付国庫債券（30年）（第10回）	1.1％	令和15年３月20日	1,200,000,000円
利付国庫債券（30年）（第12回）	2.1％	令和15年９月20日	500,000,000円
利付国庫債券（30年）（第16回）	2.5％	令和16年９月20日	300,000,000円
利付国庫債券（30年）（第19回）	2.3％	令和17年６月20日	600,000,000円
利付国庫債券（30年）（第22回）	2.5％	令和18年３月20日	3,000,000,000円
利付国庫債券（30年）（第28回）	2.5％	令和20年３月20日	34,800,000,000円
利付国庫債券（30年）（第29回）	2.4％	令和20年９月20日	13,800,000,000円
利付国庫債券（30年）（第30回）	2.3％	令和21年３月20日	44,800,000,000円
利付国庫債券（30年）（第32回）	2.3％	令和22年３月20日	11,600,000,000円
利付国庫債券（30年）（第34回）	2.2％	令和23年３月20日	2,500,000,000円

○財務省告示第六十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年三月十六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年三月十一日　財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	利付国庫債券（20年）（第179回、第180回、第184回及び第187回）、利付国庫債券（30年）（第35回、第36回、第39回、第41回、第42回、第43回、第44回、第62回、第65回及び第88回）及び利付国庫債券（40年）（第２回、第４回、第５回、第６回、第７回、第８回及び第９回）
2	発行の根拠法律及びその条項	財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成24年法律第101号）第３条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	利回り格差（第17号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行
5	募入決定の方法	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
6	発行額	額面金額で249,200,000,000円 内訳（別表のとおり）
7	払込金額	195,385,622,000円
8	最低額面金額	50,000円
9	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10	発行日	令和８年２月26日
11	発行価格	発行対象国債ごとに、額面金額100円につき、次の算式により算出した金額 $\dfrac{100+\text{表面利率}\times\text{残存年数}}{1+\left(\dfrac{\text{第17号に規定する利回り}+\text{募入利回り格差}}{100}\right)\times\text{残存年数}}$
12	利率	（別表のとおり）
13	経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。 各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第10号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365
14	利子	第10号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。 各発行対象国債の額面金額$\times\dfrac{\text{各発行対象国債の利率}}{100}\times\dfrac{1}{2}$
15	償還期限	（別表のとおり）
16	償還金額	額面金額100円につき100円
17	入札の基準とする各発行対象国債の利回り	銘柄毎の基準利回は、令和８年２月25日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回りとする。
18	元利金支払場所	日本銀行
19	入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20	払込期日	令和８年２月26日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（20年）（第179回）	0.5％	令和23年12月20日	9,300,000,000円
利付国庫債券（20年）（第180回）	0.8％	令和24年３月20日	11,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第184回）	1.1％	令和25年３月20日	4,600,000,000円
利付国庫債券（20年）（第187回）	1.3％	令和25年12月20日	3,600,000,000円
利付国庫債券（30年）（第35回）	2.0％	令和23年９月20日	6,800,000,000円
利付国庫債券（30年）（第36回）	2.0％	令和24年３月20日	67,200,000,000円
利付国庫債券（30年）（第39回）	1.9％	令和25年６月20日	5,300,000,000円
利付国庫債券（30年）（第41回）	1.7％	令和25年12月20日	5,000,000,000円
利付国庫債券（30年）（第42回）	1.7％	令和26年３月20日	9,000,000,000円
利付国庫債券（30年）（第43回）	1.7％	令和26年６月20日	3,900,000,000円
利付国庫債券（30年）（第44回）	1.7％	令和26年９月20日	4,900,000,000円
利付国庫債券（30年）（第62回）	0.5％	令和31年３月20日	3,200,000,000円
利付国庫債券（30年）（第65回）	0.4％	令和31年12月20日	7,500,000,000円
利付国庫債券（30年）（第88回）	3.2％	令和37年９月20日	4,000,000,000円
利付国庫債券（40年）（第２回）	2.2％	令和31年３月20日	3,600,000,000円
利付国庫債券（40年）（第４回）	2.2％	令和33年３月20日	8,500,000,000円
利付国庫債券（40年）（第５回）	2.0％	令和34年３月20日	30,800,000,000円
利付国庫債券（40年）（第６回）	1.9％	令和35年３月20日	100,000,000円
利付国庫債券（40年）（第７回）	1.7％	令和36年３月20日	6,500,000,000円
利付国庫債券（40年）（第８回）	1.4％	令和37年３月20日	51,400,000,000円
利付国庫債券（40年）（第９回）	0.4％	令和38年３月20日	3,000,000,000円

○財務省告示第七十号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、令和八年三月十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年三月十一日　財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	利付国庫債券（２年）（第480回）
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

4	発行方法	募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
5	発行額	額面金額で9,867,150,000円
6	払込金額	9,868,136,715円
7	最低額面金額	50,000円
8	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
9	発行日	令和８年２月10日
10	発行価格	額面金額100円につき100円１銭
11	利率	年1.1％
12	経過利子の払込み	各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{1.1}{100}$×$\frac{40}{365}$
13	初期利子	令和８年７月１日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.1}{100}$×$\frac{1}{2}$
14	第２期以後の利子	毎年１月１日及び７月１日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
15	償還期限	令和10年１月１日
16	償還金額	額面金額100円につき100円
17	元利金支払場所	日本銀行
18	払込期日	令和８年２月10日

○財務省告示第七十一号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、令和八年二月十二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年三月十一日　　財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	利付国庫債券（５年）(第183回)
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
5	発行額	額面金額で3,888,000,000円
6	払込金額	3,892,276,800円
7	最低額面金額	50,000円
8	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
9	発行日	令和８年２月12日
10	発行価格	額面金額100円につき100円11銭
11	利率	年1.6％
12	経過利子の払込み	各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{1.6}{100}$×$\frac{54}{365}$
13	初期利子	令和８年６月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.6}{100}$×$\frac{1}{2}$
14	第２期以後の利子	毎年６月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
15	償還期限	令和12年12月20日
16	償還金額	額面金額100円につき100円
17	元利金支払場所	日本銀行
18	払込期日	令和８年２月12日

○財務省告示第七十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、令和八年二月十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年三月十一日　　財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	利付国庫債券（10年）(第381回)
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
5	発行額	額面金額で11,216,250,000円
6	払込金額	11,265,601,500円
7	最低額面金額	50,000円
8	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
9	発行日	令和８年２月10日
10	発行価格	額面金額100円につき100円44銭
11	利率	年2.1％
12	経過利子の払込み	各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{2.1}{100}$×$\frac{52}{365}$
13	初期利子	令和８年６月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{2.1}{100}$×$\frac{1}{2}$
14	第２期以後の利子	毎年６月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
15	償還期限	令和17年12月20日
16	償還金額	額面金額100円につき100円
17	元利金支払場所	日本銀行
18	払込期日	令和８年２月10日

○財務省告示第七十三号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、令和八年三月十六日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年三月十一日　財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	個人向け利付国庫債券（固定・３年）(第188回)
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行額	額面金額で117,524,480,000円
5	最低額面金額	10,000円
6	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
7	発行日	令和８年２月16日
8	発行価格	額面金額100円につき100円
9	利率	年1.30％
10	初期利子	令和８年８月15日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第12号において規定する期日について同じ。）。 $額面金額\times\frac{1.30}{100}\times\left(\frac{1}{2}-\frac{1}{365}\right)$
11	第２期以後の利子	毎年２月15日及び８月15日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
12	償還期限	令和11年２月15日
13	償還金額	額面金額100円につき100円
14	払込期日	令和８年２月16日
15	払込場所	日本銀行の本店又は支店
16	中途換金の取扱い	中途換金の買取りは、令和９年２月15日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和９年２月15日から令和９年８月15日前までの間の場合 $額面金額+経過利子に相当する金額-\left(初期利子に相当する金額\times\frac{79.685}{100}+第２期利子に相当する金額\times\frac{79.685}{100}\right)$ ⑵　令和９年８月15日以後の場合 $額面金額+経過利子に相当する金額-利子に相当する金額\times\frac{79.685}{100}\times\frac{2}{2}$
17	中途換金の特例	前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の４第１項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第３条の規定による改正前の相続税法第21条の４第１項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、令和９年２月15日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和８年８月15日から令和９年２月15日前までの間の場合 $額面金額+経過利子に相当する金額-\left(初期利子に相当する金額\times\frac{79.685}{100}+経過利子に相当する金額\right)$ ⑵　令和８年８月15日前の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－経過利子に相当する金額
18	元利金支払場所	日本銀行

○財務省告示第七十四号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、令和八年三月十六日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年三月十一日　財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	個人向け利付国庫債券（固定・５年）(第178回)
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行額	額面金額で352,948,660,000円
5	最低額面金額	10,000円
6	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
7	発行日	令和８年２月16日
8	発行価格	額面金額100円につき100円
9	利率	年1.59％
10	初期利子	令和８年８月15日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第12号において規定する期日について同じ。）。 $額面金額\times\frac{1.59}{100}\times\left(\frac{1}{2}-\frac{1}{365}\right)$
11	第２期以後の利子	毎年２月15日及び８月15日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
12	償還期限	令和13年２月15日
13	償還金額	額面金額100円につき100円
14	払込期日	令和８年２月16日
15	払込場所	日本銀行の本店又は支店
16	中途換金の取扱い	中途換金の買取りは、令和９年２月15日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和９年２月15日から令和９年８月15日前までの間の場合 $額面金額+経過利子に相当する金額-\left(初期利子に相当する金額\times\frac{79.685}{100}+第２期利子に相当する金額\times\frac{79.685}{100}\right)$

⑵　令和９年８月15日以後の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$×$\frac{2}{2}$

17　中途換金の特例　前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の４第１項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第３条の規定による改正前の相続税法第21条の４第１項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、令和９年２月15日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

⑴　令和８年８月15日から令和９年２月15日前までの間の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋経過利子に相当する金額）

⑵　令和８年８月15日前の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－経過利子に相当する金額

18　元利金支払場所　日本銀行

○財務省告示第七十五号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、令和八年三月十六日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年三月十一日

財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	個人向け利付国庫債券（変動・10年）（第190回）
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行額	額面金額で282,497,540,000円
5	最低額面金額	10,000円
6	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
7	発行日	令和８年２月16日
8	発行価格	額面金額100円につき100円
9	初期利子の適用利率	年1.39％
10	第２期以後の利子の適用利率	年当たり、各利払期における利子計算期間開始日前に行われた、発行から償還までの期間が９年５か月超の10年利付国債の直近における入札（当該開始日の属する月に行われた入札を除く。）の結果に基づき算出された複利利回りに、0.66を乗じた率。ただし、乗じた率が0.05％を下回るときは、その率は0.05％とする。
11	初期利子	令和８年８月15日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第13号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.39}{100}$×$\left(\frac{1}{2}-\frac{1}{365}\right)$
12	第２期以後の利子	毎年２月15日及び８月15日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。 額面金額×$\frac{\text{第10号に規定する第２期以後の利子の適用利率}}{100}$×$\frac{1}{2}$
13	償還期限	令和18年２月15日
14	償還金額	額面金額100円につき100円
15	払込期日	令和８年２月16日
16	払込場所	日本銀行の本店又は支店
17	中途換金の取扱い	中途換金の買取りは、令和９年２月15日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和９年２月15日から令和９年８月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋第２期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$） ⑵　令和９年８月15日以後の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$）
18	中途換金の特例	前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の４第１項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第３条の規定による改正前の相続税法第21条の４第１項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、令和９年２月15日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和８年８月15日から令和９年２月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋経過利子に相当する金額） ⑵　令和８年８月15日前の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－経過利子に相当する金額
19	元利金支払場所	日本銀行

○厚生労働省告示第八十二号

検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）別表第三の規定に基づき、検疫法施行令別表第三の規定に基づき厚生労働大臣が指定する陸域の地域（昭和三十四年厚生省告示第百四十三号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（「次のよう」は省略し、その改正に係る指定地域を表示する図面は、当該地域を管轄する検疫所（検疫所の支所及び出張所を含む。）に備え置いて縦覧に供する。）

○厚生労働省告示第八十三号

検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第八条第四項の規定に基づき、検疫法第八条第四項の規定による検疫区域（昭和二十六年厚生省告示第二百九十九号）の一部を次の表のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

検疫法第八条第四項の規定による検疫区域

改正後	
港又は飛行場の名称	検疫区域
（略）	（略）
宮古港	宮古港竜神崎防波堤南灯台から一五四度三六分七八九メートルの地点を中心として五〇〇メートルの半径を有する円内の海面中同中心から四五度及び二二五度に引いた線以北の海面
釜石港	北緯三九度一五分一九秒東経一四一度五四分四七秒の地点を中心として五〇〇メートルの半径を有する円内の海面中東経一四一度五四分四七秒の経度線以西の部分
（略）	（略）
京浜港	一　北緯三五度三三分五七秒東経一三九度四九分五九秒の地点（以下この号において基点という。）から一一二度一、一六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二度二八五メートルの地点（以下この号においてA地点という。）まで引いた線、同地点から二九二度一、一六〇メートルの地点まで引いた線及び同地点から基点まで引いた線により囲まれた海面並びにA地点から二九二度五八〇メートルの地点を中心として五八〇メートルの半径を有する円内の海面中同中心から一一二度及び二九二度に引いた線以北の部分 二・三　（略）
（略）	（略）
内浦港	押廻埼灯台から二三二度一、〇〇〇メートルの地点を中心として四〇〇メートルの半径を有する円内の海面
（略）	（略）

改正前	
港又は飛行場の名称	検疫区域
（略）	（略）
宮古港	宮古港防波堤灯台から一三三度三五分一、二五七メートルの地点を中心として五〇〇メートルの半径を有する円内の海面中同中心から四五度及び二二五度に引いた線以北の海面
釜石港	鎌ケ埼から九五度八五〇メートルの地点を中心として五〇〇メートルの半径を有する円内の海面中東経一四一度五四分四七秒の経度線以西の部分
（略）	（略）
京浜港	一　東京灯標から九三度四三五メートルの地点（以下この号において基点という。）から一一二度一、一六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二度二八五メートルの地点（以下この号においてA地点という。）まで引いた線、同地点から二九二度一、一六〇メートルの地点まで引いた線及び同地点から基点まで引いた線により囲まれた海面並びにA地点から二九二度五八〇メートルの地点を中心として五八〇メートルの半径を有する円内の海面中同中心から一一二度及び二九二度に引いた線以北の部分 二・三　（略）
（略）	（略）
内浦港	押回埼灯台から二三二度一、〇〇〇メートルの地点を中心として四〇〇メートルの半径を有する円内の海面
（略）	（略）

焼津港	焼津港北防波堤灯台から一一五度一′四八一メートルの地点を中心として二〇〇メートルの半径を有する円内の海面
（略）	（略）
唐津港	唐津港西港東防波堤西灯台から二九八度四一分三〇〇メートルの地点（以下この項において基点という。）から三一一度一〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から四二度一′〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三二度五〇〇メートルの地点まで引いた線及び同地点から基点まで引いた線により囲まれた海面
（略）	（略）
広島空港	空港内エプロン
徳島飛行場	空港内エプロン
（略）	（略）

焼津港	焼津港南防波堤灯台から一〇〇度一′〇五〇メートルの地点を中心として二〇〇メートルの半径を有する円内の海面
（略）	（略）
唐津港	唐津港大島灯台から三一一度一′一〇〇メートルの地点（以下この項において基点という。）から三一一度五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から四二度一′〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三二度五〇〇メートルの地点まで引いた線及び同地点から基点まで引いた線により囲まれた海面
（略）	（略）
広島空港	空港内エプロン
（新設）	（新設）
（略）	（略）

○農林水産省告示第三百四十号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第五条第一項の規定に基づく品種登録出願及び同法第二十一条の二第一項の規定に基づく届出を受理したので、同法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和八年三月十一日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

Ⅰ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類並びに出願品種の名称

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日
Calibrachoa Cerv.	INCALPOCRE	株式会社ハクサン 愛知県日進市岩藤町三番割321番地１	第38317号 令和７年12月９日
Chrysanthemum L.	セイルイーザ	イノチオ精興園株式会社 広島県府中市鵜飼町531番地８	第38320号 令和７年12月10日
Fragaria L.	ゆいか	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１ 岩手県 岩手県盛岡市内丸10番１号 地方独立行政法人青森県産業技術センター 青森県黒石市田中82番地９	第38283号 令和７年11月11日
Hydrangea L.	SMNHSME	Spring Meadow Nursery, Inc. 12601　120th Ave. Grand Haven, Michigan, 49417, USA	第38296号 令和７年11月18日
Impatiens walleriana Hook. f.	BALGLIMSTARK	Ball Horticultural Company 622 Town Road West Chicago, Illinois 60185, USA	第38318号 令和７年12月９日
〃	BALGLIMPARST	〃	第38319号 令和７年12月９日
Oryza sativa L.	福島大学2号（ふくしまだいがく　ごう）	国立大学法人福島大学 福島県福島市金谷川１番地	第38307号 令和７年11月27日
Phyla Lour.	KGF-R01	株式会社国分グリーンファーム 埼玉県熊谷市万吉2710番地	第38322号 令和７年12月16日
Prunus persica (L.) Batsch	月（つき）のサンタマリア	矢澤正人 長野県上伊那郡中川村大草4854	第38234号 令和７年10月15日
Rosa L.	KIM6306M6408	有限会社キムラ企画 埼玉県北葛飾郡杉戸町堤根4425―１	第38250号 令和７年11月４日
〃	KIM6306M296	〃	第38251号 令和７年11月４日

〃	KIM6306L3250	〃	第38252号 令和７年11月４日
〃	KIM6306M1183	〃	第38253号 令和７年11月４日
〃	KIM6306K3304	〃	第38254号 令和７年11月４日
〃	KIM6306P101	〃	第38255号 令和７年11月４日
〃	KIM6306O270	〃	第38256号 令和７年11月４日
〃	KIM6306O5670	〃	第38257号 令和７年11月４日
〃	KIM6306N2967	〃	第38258号 令和７年11月４日
〃	KIM6306O6626	〃	第38259号 令和７年11月４日
〃	KIM6306M4883	〃	第38260号 令和７年11月４日
〃	KIM6306O5498	〃	第38261号 令和７年11月４日
〃	KIM6306N743	〃	第38262号 令和７年11月４日
〃	KIM6306O2835	〃	第38263号 令和７年11月４日
〃	KIM6306M5825	〃	第38264号 令和７年11月４日
〃	KIM6306O107	〃	第38265号 令和７年11月４日
〃	KIM6306O1200	〃	第38266号 令和７年11月４日
〃	KIM6306M237	〃	第38267号 令和７年11月４日
〃	KIM6306M5121	〃	第38268号 令和７年11月４日
〃	KIM6306N446	〃	第38269号 令和７年11月４日
Solanum melongena L.	大阪環農水研（おおさかかんのうすいけん）Ｅ－1号（ごう）	地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所 大阪府羽曳野市尺度442 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	第38302号 令和７年11月26日

Ⅱ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日	指定国	輸出する行為を制限する旨
Fragaria L.	ゆいか	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１ 岩手県 岩手県盛岡市内丸10番１号 地方独立行政法人青森県産業技術センター 青森県黒石市田中82番地９	第38283号 令和７年11月11日	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。
Rosa L.	KIM6306M6408	有限会社キムラ企画 埼玉県北葛飾郡杉戸町堤根4425―１	第38250号 令和７年11月４日	〃	〃

〃	KIM6306M296	〃	第38251号 令和７年11月４日	〃	〃
〃	KIM6306L3250	〃	第38252号 令和７年11月４日	〃	〃
〃	KIM6306M1183	〃	第38253号 令和７年11月４日	〃	〃
〃	KIM6306K3304	〃	第38254号 令和７年11月４日	〃	〃
〃	KIM6306P101	〃	第38255号 令和７年11月４日	〃	〃
〃	KIM6306O270	〃	第38256号 令和７年11月４日	〃	〃
〃	KIM6306O5670	〃	第38257号 令和７年11月４日	〃	〃
〃	KIM6306N2967	〃	第38258号 令和７年11月４日	〃	〃
〃	KIM6306O6626	〃	第38259号 令和７年11月４日	〃	〃
〃	KIM6306M4883	〃	第38260号 令和７年11月４日	〃	〃
〃	KIM6306O5498	〃	第38261号 令和７年11月４日	〃	〃
〃	KIM6306N743	〃	第38262号 令和７年11月４日	〃	〃
〃	KIM6306O2835	〃	第38263号 令和７年11月４日	〃	〃
〃	KIM6306M5825	〃	第38264号 令和７年11月４日	〃	〃
〃	KIM6306O107	〃	第38265号 令和７年11月４日	〃	〃
〃	KIM6306O1200	〃	第38266号 令和７年11月４日	〃	〃
〃	KIM6306M237	〃	第38267号 令和７年11月４日	〃	〃
〃	KIM6306M5121	〃	第38268号 令和７年11月４日	〃	〃
〃	KIM6306N446	〃	第38269号 令和７年11月４日	〃	〃
Solanum melongena L.	大阪環農水研（おおさかかんのうすいけん）Ｅ－1号（ごう）	地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所 大阪府羽曳野市尺度442 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	第38302号 令和７年11月26日	〃	〃

告　示　雑　報

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年３月11日　　国土交通大臣　金子　恭之

測量の種類	精度	実施時期	地域 都道府県	地域 市、区、(郡)、町、村名	備考
復旧測量		令和７年度	青森県	青森市	電子基準点(改測)、電子基準点（付)(改算)、三角点（改算)、地殻変動観測点（改算）
〃		〃	〃	八戸市	電子基準点(改測)、電子基準点（付)(改算)、三角点（改算）
〃		〃	〃	黒石市	〃
〃		〃	〃	五所川原市	三角点（改算）
〃		〃	〃	十和田市	電子基準点(改測)、電子基準点（付)(改算)、三角点（改算）
〃		〃	〃	三沢市	〃
〃		〃	〃	むつ市	〃
〃		〃	〃	平川市	三角点（改算）
〃		〃	〃	（東津軽郡）平内町	電子基準点(改測)、電子基準点（付)(改算)、三角点（改算）
〃		〃	〃	〃　今別町	〃
〃		〃	〃	〃　蓬田村	三角点（改算）
〃		〃	〃	〃　外ヶ浜町	電子基準点(改測)、電子基準点（付)(改算)、三角点（改算）
〃		〃	〃	（北津軽郡）中泊町	三角点（改算）
〃		〃	〃	（上北郡）野辺地町	電子基準点(改測)、電子基準点（付)(改算)、三角点（改算）
〃		〃	〃	七戸町	三角点（改算）
〃		〃	〃	六戸町	〃
〃		〃	〃	横浜町	〃
〃		〃	〃	東北町	〃
〃		〃	〃	六ヶ所村	電子基準点(改測)、電子基準点（付)(改算)、三角点（改算）
〃		〃	〃	おいらせ町	三角点（改算）
〃		〃	〃	（下北郡）大間町	〃
〃		〃	〃	東通村	電子基準点(改測)、電子基準点（付)(改算)、三角点（改算）
〃		〃	〃	風間浦村	〃
〃		〃	〃	佐井村	〃
〃		〃	〃	（三戸郡）三戸町	三角点（改算）
〃		〃	〃	五戸町	電子基準点(改測)、電子基準点（付)(改算)、三角点（改算）
〃		〃	〃	南部町	三角点（改算）
〃		〃	〃	階上町	〃
〃		〃	〃	新郷村	〃
〃		〃	〃	山口県　萩市	三角点（改算）
〃		〃	〃	鹿児島県　（鹿児島郡）三島村	〃
〃		〃	〃	〃　十島村	〃
〃		〃	〃	（熊毛郡）屋久島町	〃
基本重力測量	一等	〃	北海道	札幌市	重力点（新設）
〃	〃	〃	〃	帯広市	〃
〃	〃	〃	〃	苫小牧市	〃
〃	〃	〃	〃	（中川郡）音威子府村	〃
〃	〃	〃	〃	（様似郡）様似町	〃
〃	〃	〃	〃	（足寄郡）陸別町	〃
〃	〃	〃	鹿児島県	薩摩川内市	〃

公　告

諸　事　項

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を農林水産省経営局長に提出されたい。

令和８年３月11日

農林水産大臣　鈴木　憲和

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
北海道伊達市西関内町205番６ 原野　28㎡	氏名不詳 住所不詳	現況：道路 公共利用計画あり
北海道伊達市大滝区愛地町59番 山林　309㎡	佐藤　年雄 北海道虻田郡喜茂別村字双葉	

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を東北農政局長に提出されたい。

令和８年３月11日

農林水産大臣　鈴木　憲和

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
福島県いわき市遠野町上遠野字太田７番２ 田　203㎡ （買収時：福島県石城郡上遠野村大字上遠野町字太田７番乙 畑　29歩）	斎藤　せい 福島県石城郡泉村大字泉字八木屋24番地	
福島県本宮市青田字孫市138番 用悪水路 818㎡	伊藤治右ヱ門 福島県安達郡青田村字庄内78番地 遠藤武左エ門 相続人　与作 福島県安達郡青田村字前原70番地 遠藤　重松 相続人　文男 福島県安達郡青田村字中恵73番地 国分　三四 福島県安達郡青田村字館５番地 鈴木　栄 福島県安達郡青田村字中恵40番地 遠藤　亀治 相続人　覚治 福島県安達郡青田村字中恵83番地 氏名不詳 住所不詳	
岩手県奥州市前沢字泊ヶ崎11番95 山林　798㎡ （買収時：岩手県胆沢郡前沢町字泊ヶ崎11番83 山林　１反）	那須川和郎 岩手県胆沢郡前沢町字五十人町35番地	
岩手県奥州市江刺梁川字二渡134番 原野　840㎡ （買収時：岩手県江刺市梁川字二渡134番 畑　５畝18歩）	角南　照 岩手県江刺市梁川字舘下260番地	

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を関東農政局長に提出されたい。

令和８年３月11日

農林水産大臣　鈴木　憲和

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
茨城県つくば市上原字野口288番４ 畑　497㎡	氏名不詳 住所不詳	
埼玉県久喜市青毛字上青毛1249番１ 畑　101㎡	氏名不詳 住所不詳	公共利用計画あり
埼玉県大里郡寄居町大字立原字中島587番４ 山林　105㎡	氏名不詳 住所不詳	公共利用計画あり
埼玉県大里郡寄居町大字立原字長久保773番３ 畑　66㎡	氏名不詳 住所不詳	公共利用計画あり
埼玉県大里郡寄居町大字立原字長久保781番３ 畑　46㎡	氏名不詳 住所不詳	公共利用計画あり
埼玉県大里郡寄居町大字立原字長久保788番３ 山林　29㎡	氏名不詳 住所不詳	公共利用計画あり
埼玉県大里郡寄居町大字立原字長久保789番３ 山林　19㎡	氏名不詳 住所不詳	公共利用計画あり
埼玉県大里郡寄居町大字立原字長久保789番５ 山林　13㎡	氏名不詳 住所不詳	公共利用計画あり
埼玉県大里郡寄居町大字立原字一ノ沢862番２ 山林　89㎡	氏名不詳 住所不詳	公共利用計画あり
埼玉県大里郡寄居町大字立原字一ノ沢862番３ 山林　9.91㎡	氏名不詳 住所不詳	公共利用計画あり
埼玉県大里郡寄居町大字立原字一ノ沢864番４ 山林　132㎡	氏名不詳 住所不詳	公共利用計画あり
埼玉県大里郡寄居町大字立原字一ノ沢866番２ 山林　16㎡	氏名不詳 住所不詳	公共利用計画あり
埼玉県大里郡寄居町大字今市字カヤバ685番３ 畑　238㎡	氏名不詳 住所不詳	公共利用計画あり
千葉県市川市原木四丁目1188番８ 田　58㎡	氏名不詳 住所不詳	
東京都福生市南田園二丁目11番13 田　232㎡	氏名不詳 住所不詳	
東京都江戸川区南小岩二丁目184番２ 田　66㎡	氏名不詳 住所不詳	

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を北陸農政局長に提出されたい。

令和８年３月11日

農林水産大臣　鈴木　憲和

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
新潟県柏崎市剣野町字油田820番２ 畑　200㎡	大島　正基 新潟県柏崎市本町１丁目991番地	
新潟県柏崎市剣野町字油田820番３ 畑　99㎡	大島　正基 新潟県柏崎市本町１丁目991番地	
新潟県柏崎市剣野町字油田820番４ 畑　99㎡	大島　正基 新潟県柏崎市本町１丁目991番地	
新潟県柏崎市剣野町字油田820番５ 畑　99㎡	大島　正基 新潟県柏崎市本町１丁目991番地	
新潟県柏崎市剣野町字油田820番６ 畑　100㎡	大島　正基 新潟県柏崎市本町１丁目991番地	
新潟県柏崎市剣野町字油田820番７ 畑　100㎡	大島　正基 新潟県柏崎市本町１丁目991番地	
新潟県柏崎市剣野町字油田820番８ 畑　199㎡	大島　正基 新潟県柏崎市本町１丁目991番地	
新潟県柏崎市剣野町字油田820番９ 畑　165㎡	大島　正基 新潟県柏崎市本町１丁目991番地	
富山県高岡市佐加野字釈迦院1883番１ 田　69㎡	麻生　哲郎 富山県高岡市坂下町97番地の１	
富山県高岡市答野出字替地跡724番２ 田　9.91㎡	梶川　與嗣 富山県高岡市佐加野1414番地	
富山県高岡市答野出字替地跡725番２ 田　3.30㎡	梶川　與嗣 富山県高岡市佐加野1414番地	

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を東海農政局長に提出されたい。

令和８年３月11日

農林水産大臣　鈴木　憲和

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
三重県志摩市浜島町迫子字小迫子516番５ 公衆用道路　108㎡ （買収時：三重県志摩郡浜島町大字迫子字小迫子516番１　山林　28歩）	大字迫子区代表者 山本　玄一 三重県志摩郡浜島町大字迫子	現況：道路 公共利用計画あり
三重県志摩市浜島町迫子字鴻ノ浦1317番２ 公衆用道路　130㎡ （買収時：三重県志摩郡浜島町大字迫子字鴻ノ浦1317番　畑　１畝10歩）	谷水　初吉 三重県志摩郡浜島町大字浜島859番地	現況：道路 公共利用計画あり

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を中国四国農政局長に提出されたい。

令和８年３月11日

農林水産大臣　鈴木　憲和

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
広島県呉市安浦町大字三津口字古城1679番１ 畑　437㎡ （買収時：広島県賀茂郡安浦町大字三津口字古城1679番　畑　６畝３歩）	松本　九一 山口県宇部市東区大正町一丁目	
広島県呉市吉浦潭鼓町18番７ 畑　274㎡ （買収時：広島県呉市吉浦潭鼓町18番　畑　２反２畝）	野間岩太郎 広島県呉市吉浦本町五丁目113	
広島県呉市宮原村字鎌利迫山10232番８ 畑　363㎡ （買収時：広島県呉市宮原村字鎌利迫山232番３　畑　９畝20歩）	椋田菊太郎 広島県佐伯郡大之浦	
広島県呉市西惣付町469番 畑　214㎡ （買収時：広島県呉市荘山田村字込山迫3469番　畑　２畝５歩）	廣藤　文造 広島県広島市中町３番地	
高知県高岡郡日高村下分字北綟2168番３ 公衆用道路　66㎡	氏名不詳 住所不詳	現況：道路 公共利用計画あり
高知県高岡郡日高村下分字北綟2168番４ 公衆用道路　13㎡	氏名不詳 住所不詳	現況：道路 公共利用計画あり
高知県高岡郡日高村下分字北綟5609番 公衆用道路　62㎡	氏名不詳 住所不詳	現況：道路 公共利用計画あり

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を九州農政局長に提出されたい。

令和８年３月11日

農林水産大臣　鈴木　憲和

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
福岡県田川郡赤村大字内田字野原越1638番１ 牧場　697㎡	氏名不詳 住所不詳	
佐賀県佐賀市久保泉町大字川久保字成瀬5216番115 公衆用道路 804㎡	氏名不詳 住所不詳	
佐賀県佐賀市久保泉町大字川久保字成瀬5216番116 公衆用道路 408㎡	氏名不詳 住所不詳	
佐賀県佐賀市久保泉町大字川久保字成瀬5216番119 公衆用道路 253㎡	氏名不詳 住所不詳	
佐賀県唐津市肥前町梅崎字牽牛191番69 雑種地　346㎡	徳田　　豊 持分２分の１、 古館三治郎 持分２分の１ 佐賀県東松浦郡入野村1009番地、佐賀県東松浦郡入野村大字梅崎326番地	
佐賀県唐津市佐志字笹ノ尾2515番20 原野　94㎡	宮﨑馬次郎外三名 佐賀県唐津市大字佐志字中通	
佐賀県武雄市朝日町大字甘久字柏岳4586番４ 畑　606㎡	氏名不詳 住所不詳	
長崎県南島原市深江町丁字追崎2018番４ 畑　17㎡	上田　松蔭 長崎県長崎市馬町45番地	

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年二月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

北海道札幌市中央区南三条西十二丁目三二五番九

株式会社リビット

代表清算人　武藤　忠雄

解散公告

当社は、令和八年二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

青森県八戸市大字寺横町一三番地

株式会社新教育センター

代表清算人　細越　悦子

解散公告

当社は、令和七年十月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

青森県つがる市柏稲盛岡本二四番地

株式会社津軽モータースクール

代表清算人　小野　豊次

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

岩手県盛岡市菜園一丁目一〇番一号

株式会社ＫＷ

代表清算人　荒道　泰之

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

岩手県盛岡市菜園一丁目一〇番一号

株式会社川徳不動産

代表清算人　荒道　泰之

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

仙台市青葉区上愛子字新宮前一〇番地の一

株式会社スミレコーポレーション

代表清算人　太田　香子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

茨城県水戸市開江町二〇七三番地の二

有限会社御幸建工・石材

清算人　小松本幸一

解散公告

当社は、令和八年二月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

栃木県宇都宮市大通り五丁目一番一五号

株式会社銀座池田

清算人　杉本　テイ

解散公告

当社は、令和八年二月十六日開催の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

埼玉県さいたま市南区大字太田窪二四二九番地三　合同会社角岡商店

清算人　角岡　一彦

解散公告

当社は、令和八年二月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

埼玉県児玉郡神川町元阿保三八五番地一　ＮＧＵＹＥＮ　ＳＡＮ合同会社

清算人　グェン・バン・カン

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

埼玉県さいたま市大宮区堀の内町三丁目三〇七番地五　合同会社三和ホーム

清算人　永井　好子

解散公告

当社は、令和八年二月二十四日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

埼玉県所沢市大字牛沼一七〇番地の七　ユアソリューションエージェント合同会社

清算人　篠原　弓子

解散公告

当社は株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

埼玉県熊谷市筑波二丁目六　啓發株式会社

代表清算人　李　暁峰

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

埼玉県所沢市東所沢和田一丁目二六番地の四一　テレサイト株式会社

代表清算人　百溪ひろ子

解散公告

当社は、令和八年二月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

埼玉県草加市弁天町一丁目二一番三号　日本エンターテインメント株式会社

代表清算人　張　浩

解散公告

当社は、令和八年二月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

東京都中央区京橋二丁目一三番一〇号京橋ＭＩＤビル五階　株式会社ビッグベルジャパン

代表清算人　安野雄一朗

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

東京都大田区池上五丁目九番一号　有限会社デイライト

清算人　大島　晃

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

東京都中野区東中野四丁目二七番二五号　合同会社Ｍｉｒａｋｉ　ＡＩ

清算人　咸　毅成

解散公告

当社は、令和八年二月四日、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

東京都中野区江古田一丁目一七番一〇号　有限会社中山建綜

清算人　中山　邦子

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

東京都板橋区泉町五番一五号　株式会社ＢＩＴＵＲＢＯ

代表清算人　市之瀬　圭

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目五三番一二号　グレンパーク原宿四〇二

株式会社ビタカフェ・マネジメント

代表清算人　田中　将渡

解散公告

当社は、令和八年二月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

東京都江戸川区中央二丁目三三番六号　日本煌激科技発展株式会社

代表清算人　白川　遥

解散公告

当社は、令和八年二月十二日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

東京都中央区東日本橋三丁目八番一号建石ビル三階　ＩＤＳ６号合同会社

清算人　株式会社ファーマシー・オフィスデポ　職務執行者　濱田　秀美

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日付け株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

東京都中央区東日本橋二丁目九番二号コセイビル四階　株式会社ＨＵＧ　ＣＯＭＰＡＮＹ

代表清算人　森　伸介

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

東京都大田区山王二丁目四二番二二号　合同会社山根

清算人　梶ケ谷孝浩

解散公告

当法人は、令和八年三月十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

東京都世田谷区深沢五―一〇―一一―四〇六

特定非営利活動法人オトナノセナカ

清算人　栁橋　歩

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

東京都墨田区立川三丁目一〇番一号四Ｆ

一般社団法人Ｎｉｐｐｏｎ　ＡＷＡＫＥＳ

代表清算人　平井　有太

解散公告

当社は、令和八年三月十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

いちい亭株式会社

代表清算人　田畑　貴弘

解散公告

当会社は、令和八年二月二十四日をもって解散いたしました。当会社に債権を有する方は、本公告掲載の日の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥いたします。

令和八年三月十一日

東京都港区芝三丁目六番一二号第一佐山ビル三階

合同会社aloha wedding

清算人　小島　順子

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

東京都千代田区平河町二丁目一六番九号

ＡＣＡプロパティーズ合同会社

清算人　飯塚　智啓

解散公告

当社は、令和八年二月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

東京都千代田区有楽町一丁目二番二号東宝日比谷ビル

株式会社みんなのみらい

代表清算人　中山　隆志

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

東京都渋谷区代々木一丁目四番三号

合同会社YOKUYOKU

清算人　鶴岡　楓大

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

東京都世田谷区等々力七丁目二番三一号

ザ・ルーム等々力ウエスト四〇一

株式会社Ｋａｉｔ

代表清算人　牛島　悟

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

東京都港区麻布台一丁目三番一号麻布台ヒルズ森ＪＰタワー一七階

ウインドクレストファイナンス株式会社

代表清算人　プリディークシェーンリー

解散公告

当社は、社員総会の決議により令和八年二月二十八日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

ジャパン・オポチュニティ４特定目的会社

代表清算人　長尾　誠

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和八年二月二十八日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

一般社団法人ジャパン・オポチュニティ４

代表清算人　長尾　誠

解散公告

当法人は、解散致しましたので、当法人に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内に、お申し出ください。なお、右期間内にお申し出がない時は、清算から除斥します。

令和八年三月十一日

東京都中央区八丁堀二丁目二九番一三号

特定非営利活動法人絆ネットワーク

清算人　鈴木　惠子

解散公告

当社は、令和八年二月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

神奈川県鎌倉市笛田二丁目二一番一〇号

株式会社Ｏｊｉｙ

代表清算人　岸本　航介

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

神奈川県横浜市南区二葉町一丁目一番地九

グランシティ横濱八〇五号

一般社団法人ヒロイズム・イノベーション

代表清算人　武井　保澄

解散公告

当社は、令和七年十二月二十六日開催の株主総会の決議により令和七年十二月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

新潟県糸魚川市大字寺地三一二一番地

有限会社関原車体

清算人　関原　利夫

解散公告

当社は、令和八年二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

富山市総曲輪四丁目一一番一号

株式会社水研

代表清算人　嘉藤　寛

解散公告

当組合は、令和八年一月三十一日開催の臨時組合総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

福井県敦賀市結城町一六番一三号

協同組合若狭マイスター

清算人　青池　博史

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

岐阜県瑞穂市馬場上光町三丁目七一番地

ＡＮ　ＮＡＭ合同会社

清算人　ファム・マイン・テー

解散公告

当社は、令和七年十二月二十四日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

岐阜市尼崎町一丁目九番地二パビリオン梅林苑Ａ棟二〇七号室

合同会社カレイドスコープ

清算人　奥村　清子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

岐阜県可児市光陽台六丁目四五番地

Ａｌ　Ｍｕｒｅｅｄ　Ｔｒａｄｉｎｇ株式会社

代表清算人　山口　勝司

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年二月二十八日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

岐阜県郡上市大和町徳永六七八番地一

株式会社郡上長良川製材所

代表清算人　西畑　昌貢

解散公告

当社は、令和八年二月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

愛知県西尾市吉良町富田市子野五八番地一

忠明加工株式会社

代表清算人　矢木　雅也

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇二条第一項第一号の規定により令和八年一月三十一日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

京都府宇治市宇治妙楽一八〇―三〇

ショウコウビル二階二〇Ｂ号室

一般財団法人宇治青少年育英会

代表清算人　坂下　弘親

解散公告

当社は、令和八年二月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

京都府南丹市日吉町畑郷絵屋久保二二番地七三二

アーシャーワークス株式会社

代表清算人　北村　一高

解散公告

当社は、令和八年一月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

大阪市西区立売堀四丁目三番一六号五一五室

日本天成株式会社

代表清算人　夏　　雨

解散公告

当社は、令和八年一月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

大阪市浪速区大国一丁目九番一四号五〇二―Ｃ号室

匠心株式会社

代表清算人　趙　燕　静

解散公告

当社は、令和八年二月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

大阪府大阪市北区梅田一丁目二番二号大阪駅前第二ビル一二―一二

株式会社Ｓｅｅｇｒｏｖｅ　Ｊａｐａｎ

代表清算人　菅野　武史

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

大阪市平野区加美正覚寺四丁目五番四〇号

ＳＫＫ株式会社

代表清算人　井上　厚弘

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年一月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

大阪市西区南堀江四丁目二七番二五号

株式会社スプリットエッジ

代表清算人　古寄　達也

解散公告

当社は、令和八年二月九日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

大阪市平野区平野上町一丁目一番一号Ａ．Ｐ．Ｃ．平野上町ビル一階

ソトコ合同会社

清算人　ファム・ヴァン・ソン

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

大阪市福島区海老江一丁目五番三〇―一三〇八号

田中メリヤス株式会社

代表清算人　田中　洋光

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

大阪府東大阪市小阪本町二丁目一二番二号

プレミエ小阪四〇二号

シグマ薬品株式会社

代表清算人　**廣**石　一治

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

大阪府大阪市北区南森町一丁目一番一号中村ビル二一一号室　株式会社Ｎｏｍｉ

代表清算人　八乙女ゆめ

解散公告

当社は、令和八年二月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

兵庫県加古川市志方町一五五三番地　株式会社米澤商店

代表清算人　米澤登紀子

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日付け株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

和歌山県田辺市古尾一一番二九号　株式会社西照

代表清算人　芝　邦浩

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

和歌山県橋本市小峰台二丁目八番四　株式会社ＮＴ

代表清算人　井上　厚弘

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

岡山県美作市楢原下一〇三二番地二　アタラスタ株式会社

代表清算人　阿部　芳孝

解散公告

当社は、令和八年二月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

岡山県倉敷市水江一二〇七番地一　株式会社プレミネント

代表清算人　秋山　廣澄

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

岡山市南区西高崎四八番地一四　株式会社ステップワン

代表清算人　井川　員宏

解散公告

当社は、令和八年二月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

広島市佐伯区旭園一五番二八号　ミツヨシ興業有限会社

清算人　蓼原　京子

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日付け株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

香川県三豊市豊中町笠田笠岡三〇四三番地　株式会社オギタヘムト

代表清算人　森　伸介

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日付け株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

香川県三豊市豊中町笠田笠岡三〇四三番地　株式会社三豊ソーイング

代表清算人　森　伸介

解散公告

当社は、令和八年二月二十三日を以って株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

福岡県中間市朝霧一丁目二〇番一五号　株式会社福澤マテリアル

代表清算人　福澤　千夏

解散公告

当社は、令和八年一月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

福岡県久留米市小森野町二五二九番地一　株式会社Ｊｕｉｃｅ　ｕｐ

代表清算人　天田　章太

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

福岡県小郡市三沢四二二五番地三七七　有限会社パートナー

代表清算人　藤井　繁

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

福岡市西区北原二丁目五番二〇号ＳｕｎＭａｒｋ九大学研都市二〇一号室　株式会社ＯＡＳＩＳ

代表清算人　湯　天悦

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

福岡市中央区平尾一―一一―六―三一二　中銀株式会社

代表清算人　幸　娜

解散公告

当社は、令和八年二月六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

佐賀県佐賀市光３丁目12―１　ミドリ安全佐賀株式会社

代表取締役　飯田　浩一

第49期決算公告

令和８年３月11日

貸借対照表の要旨

（令和７年11月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	199,742
	固定資産	3,888
	資産合計	203,630
負債及び純資産の部	流動負債	178,210
	株主資本	25,420
	資本金	10,000
	利益剰余金	15,420
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	12,920
	（うち当期純利益）	(12,435)
	負債・純資産合計	203,630

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

佐賀県神埼市神埼町的三九番地一

一般社団法人ＯＮＥＳＴＥＰ・いのちを学ぶ教室　代表清算人　鶴　有紀

解散公告（第一回）

当組合は、令和八年一月八日農業協同組合法第七十三条第四項において準用する同法第六十四条の二第一項の規定により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

三重県桑名市大字増田五五二番地三

農事組合法人アグリ古野　清算人　水谷　俊吉

解散公告（第一回）

当組合は、令和八年二月十五日開催の総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

滋賀県近江八幡市竹町三二二番地

農事組合法人竹町農業生産組合　清算人　北川　誠次

解散公告（第一回）

当組合は、令和八年二月十八日南丹市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

京都府南丹市園部町小桜町四七番地（南丹市役所内）　八木駅西土地区画整理組合　代表清算人　八木　啓吾

解散公告（第一回）

当組合は、令和八年二月二十二日開催の総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

広島県東広島市黒瀬町大多田八四二

農事組合法人おおただ　代表清算人　中野　恕

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年一月十九日甲府地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年三月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

山梨県富士吉田市上吉田六六三番地

宗教法人富士嶽神社　清算人　弁護士　木暮　利壱

連絡先　山梨県甲府市中央一丁目九番六号　青柳ビル三階

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年九月四日開催の社員総会の決議並びに香川県知事の認可により、令和八年二月五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

香川県高松市中新町一一番地八

医療法人晴明会　清算人　市川　理恵

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

福岡県大牟田市馬渡町三七番地七

グリーンタウン笹原管理組合法人　清算人　山田　隆二

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年五月三十一日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年三月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

富山県高岡市三ケ一九六番地

宗教法人圓正寺　清算人　義基　正順

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年二月六日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

広島市中区舟入南二丁目一番一号

医療法人寿盛会　清算人　林原　久盛

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年二月四日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

熊本県山鹿市菊鹿町太田三〇二番地

西教寺　清算人　菊堂映理子

第 49 期 決 算 公 告

令和８年３月11日

群馬県高崎市西横手町351―１

株式会社ＪＩＭＲＯ

代表取締役　足立　知也

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,909	流動負債	1,349
固定資産	1,223	（うち賞与引当金）	(27)
		固定負債	299
		（うち役員退職慰労引当金）	(25)
		株主資本	2,483
		資本金	100
		資本剰余金	1,364
		資本準備金	1,364
		利益剰余金	1,019
		その他利益剰余金	1,019
		（うち当期純損失）	(752)
資産合計	4,132	負債・純資産合計	4,132

第 79 期 決 算 公 告

令和８年２月18日

京都市下京区四条通り堀川西入唐津屋町530番地

比果産業株式会社

代表取締役社長　比果憲一郎

貸借対照表の要旨　（令和７年12月20日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,881,573	流動負債	4,363,649
固定資産	1,281,178	固定負債	505,693
		負債合計	**4,869,342**
		株主資本	2,293,409
		資本金	90,000
		資本剰余金	28
		資本準備金	28
		利益剰余金	2,203,381
		利益準備金	22,500
		その他利益剰余金	2,180,881
		（うち当期純利益）	（284,580）
		純資産合計	**2,293,409**
資産合計	**7,162,751**	**負債・純資産合計**	**7,162,751**

第11期決算公告　令和８年３月11日
東京都文京区湯島１丁目６番３号
株式会社ライナフ
代表取締役　滝沢　潔
貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	845,888
	固定資産	360,176
	資産合計	1,206,064
負債及び純資産の部	流動負債	363,385
	固定負債	220,587
	株主資本	622,092
	資本金	100,000
	資本剰余金	765,180
	資本準備金	100,000
	その他資本剰余金	665,180
	利益剰余金	△243,088
	その他利益剰余金	△243,088
	（うち当期純損失）	(221,268)
	負債・純資産合計	1,206,064

第63期決算公告
令和８年２月20日
青森市大字三内字丸山393番地270
株式会社青森電子計算センター
代表取締役　八島　勝
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,562,748
	固定資産	558,596
	合計	3,121,344
負債及び純資産の部	流動負債	1,142,704
	固定負債	0
	株主資本	1,978,640
	資本金	200,000
	利益剰余金	1,778,640
	利益準備金	50,000
	その他利益剰余金	1,728,640
	（うち当期純利益）	(387,990)
	合計	3,121,344

第52期決算公告
令和８年２月20日
青森市新町２丁目６番29号
株式会社ビジネスサービス
代表取締役社長　山下　雄二
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	7,044,904
	固定資産	1,606,279
	合計	8,651,184
負債及び純資産の部	流動負債	3,619,193
	株主資本	5,031,990
	資本金	100,000
	利益剰余金	4,931,990
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	4,906,990
	（うち当期純利益）	(661,919)
	合計	8,651,184

第28期決算公告　令和８年２月21日
東京都文京区白山二丁目33番10号
株式会社ＢＰアレンジメント
代表取締役　笹田　潔
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	42,033
	固定資産	26,233
	資産合計	68,266
負債及び純資産の部	流動負債	89,951
	賞与引当金	974
	固定負債	70,987
	株主資本	△92,672
	資本金	10,900
	利益剰余金	△103,572
	その他利益剰余金	△103,572
	（うち当期純損失）	(92,672)
	負債・純資産合計	68,266

第11期決算公告　令和８年２月28日
東京都品川区豊町五丁目11番12号
株式会社ＭＴＳ．Ｙ
代表取締役　横山　智治
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	39,639,204
	固定資産	126,361,137
	資産合計	166,000,341
負債及び純資産の部	流動負債	8,161,100
	固定負債	131,101,038
	負債合計	139,262,138
	株主資本	26,738,203
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	16,738,203
	その他利益剰余金	16,738,203
	（うち当期純利益）	(3,234,392)
	純資産合計	26,738,203
	負債・純資産合計	166,000,341

第10期決算公告　令和７年12月５日
東京都渋谷区道玄坂一丁目14番６号
ＧＭＯリザーブプラス株式会社
代表取締役社長　福眞総一郎
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	641,546
	固定資産	183,486
	資産合計	825,033
負債及び純資産の部	流動負債	488,043
	賞与引当金	77,456
	固定負債	1,236
	株主資本	335,753
	資本金	134,900
	資本剰余金	125,000
	資本準備金	125,000
	利益剰余金	75,853
	その他利益剰余金	75,853
	（うち当期純利益）	(119,819)
	負債・純資産合計	825,033

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和８年３月11日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①西多摩農業協同組合　②東京都知事⑼56381　③代表理事組合長　森田龍幸　④東京都羽村市羽東１丁目５番１号　廃止した従たる事務所　東京都福生市本町16番地　東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎2261番地　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都羽村市羽東１丁目５番１号　西多摩農業協同組合　代表理事組合長　中村勝司

①住友不動産ステップ株式会社　②国土交通大臣⑿2077　③代表取締役　青木斗益　④東京都新宿区西新宿二丁目６番１号　廃止した従たる事務所　東京都大田区田園調布２―50―７　東京都杉並区阿佐谷南１―35―19　東京都世田谷区経堂２－６－３　東京都調布市仙川町３－９―15　東京都豊島区駒込３－３―19　神奈川県横浜市港南区港南台３－３－１　東京都港区東新橋１－９－２　奈良県香芝市瓦口2157　京都府宇治市広野町西裏71―５　広島県広島市安佐南区中筋３―28―13　東京都渋谷区渋谷１－７－７　東京都港区東新橋１－９－２　東京都新宿区西新宿２－６－１　兵庫県神戸市中央区磯上通７－１－８　兵庫県神戸市東灘区岡本１－３―24　広島県広島市西区横川町３―10―25　広島県広島市佐伯区五日市駅前１―10―１　広島県広島市南区松原町５－１　⑤9000万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都新宿区西新宿二丁目６番１号　住友不動産ステップ株式会社　代表取締役　青木斗益

①株式会社オープンハウス・ディベロップメント　②国土交通大臣⑶8112　③代表取締役　福岡良介　④東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号　廃止した従たる事務所　東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号　株式会社オープンハウス・ディベロップメント　代表取締役　福岡良介

①みずほ信託銀行株式会社（旧：みずほアセット信託銀行株式会社）　②届出２号　③取締役社長　笹田賢一　④東京都千代田区丸の内１丁目３番３号　廃止した従たる事務所　福岡県北九州市小倉北区京町１丁目４番17号　⑤500万円　⑥国土交通大臣　⑦東京都千代田区丸の内１丁目３番３号　みずほ信託銀行株式会社　取締役社長　笹田賢一

①みずほ信託銀行株式会社（旧：みずほアセット信託銀行株式会社）　②届出２号　③取締役社長　笹田賢一　④東京都千代田区丸の内１丁目３番３号　廃止した従たる事務所　鹿児島県鹿児島市金生町７番３号　⑤500万円　⑥国土交通大臣　⑦東京都千代田区丸の内１丁目３番３号　みずほ信託銀行株式会社　取締役社長　笹田賢一

①日起建設株式会社　②愛知県知事⑵24096　③代表取締役　本多亘　④愛知県愛西市山路町野方149番地７　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦愛知県愛西市山路町野方149番地７　日起建設株式会社　代表取締役　本多亘

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

令和８年３月11日

東京都千代田区岩本町２丁目６番３号
公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会

記

年度番号	商号又は名称	免許証番号	(代表者の)氏名	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額
令07全保2814	日本ハーモニー・リゾート株式会社	北海道知事(後志４)356	代表取締役 東福寺なおみ	北海道虻田郡倶知安町字岩尾別328―36	1000万円
令07全保2815	中央宅建センター有限会社	北海道知事(上川５)1000	代表取締役 山田富子	北海道旭川市８条通21丁目14―47	〃
令07全保2816	株式会社ウィッシュ	北海道知事(上川３)1132	代表取締役 畠山明久	北海道旭川市東光５条４丁目１―25―１Ｆ	〃
令07全保2817	有限会社アイビーホーム	山形県知事⑹1979	代表取締役 鏡利光	山形県山形市飯田４―６―49―106号	〃
令07全保2818	有限会社渥美材木店	宮城県知事⑾2584	代表取締役 渥美陽一	宮城県多賀城市笠神５―19―18	〃
令07全保2819	株式会社平野	宮城県知事⑵6282	代表取締役 平間晋	宮城県仙台市泉区長命ケ丘２―21―１	〃
令07全保2820	株式会社フロンティアエステート	埼玉県知事⑵23559	代表取締役 小向憲久	埼玉県さいたま市南区白幡４―12―25ビゲンビル１階	〃
令07全保2821	三洋ハウジング	奈良県知事⑾1908	吉田正之	奈良県橿原市木原町55番地の１―102号	〃
令07全保2822	株式会社出雲みらいフーズ	島根県知事⑴1385	代表取締役 磯橋潤	島根県出雲市長浜町457―11	〃
令07全保2823	カツタ設計工務有限会社	香川県知事⑺3403	代表取締役 勝田武彦	香川県高松市牟礼町牟礼48―７	〃
令07全保2824	竹内不動産	香川県知事⑸3772	竹内一泰	香川県丸亀市土器町東４―237	〃
令07全保2825	つばめ不動産	香川県知事⑵4497	樋口卓也	香川県高松市田村町222―３	〃
令07全保2826	株式会社共栄開発	香川県知事⑴4551	代表取締役 山下芳徳	香川県坂出市林田町1640	〃
令07全保2827	有限会社メイン住宅	高知県知事⑺2233	代表取締役 小松透	高知県高知市介良乙698番１号	〃

令07全保2828	有限会社ケイズライフ	北海道知事（オホ４）378	代表取締役 岡村金司	北海道北見市北１条東５丁目１	〃
令07全保2829	アイ・コーポレーション有限会社	北海道知事（釧路５）489	代表取締役 大久保相子	北海道釧路市愛国東１丁目21―６	〃
令07全保2830	株式会社資産形成学院	秋田県知事(2)2286	代表取締役 鈴木憲一	秋田県秋田市山王３丁目１―16	〃
令07全保2831	株式会社ガクエン住宅	東京都知事(11)43915	代表取締役 中根一成	東京都葛飾区南水元２―20―10	〃
令07全保2832	有限会社エステートイトー	東京都知事(9)53409	代表取締役 伊藤由起夫	東京都荒川区荒川２―３―５	〃
令07全保2833	東武信和産業株式会社	東京都知事(8)59960	代表取締役 石田光昭	東京都足立区東和２―24―４	〃
令07全保2834	ルームプラザ荻窪	東京都知事(5)80570	東出明夫	東京都杉並区荻窪４―31―13	〃
令07全保2835	有限会社クルーセ	東京都知事(4)91686	代表取締役 菅原龍志	東京都港区赤坂６―13―19―605	〃
令07全保2836	須藤不動産株式会社	東京都知事(3)97783	代表取締役 須藤紀子	東京都三鷹市新川５―２―１	〃
令07全保2837	株式会社アンダースタンド	東京都知事(2)98347	代表取締役 反野肇	東京都武蔵野市吉祥寺南町２―９―10―３Ｆ―Ｂ	〃
令07全保2838	株式会社駿河屋	東京都知事(2)98681	代表取締役 一桝靖人	東京都墨田区向島１―22―14	〃
令07全保2839	未来エステート株式会社	東京都知事(2)99796	代表取締役 神田快	東京都千代田区二番町１―２	〃
令07全保2840	リマールエステート株式会社	東京都知事(2)100353	代表取締役 赤木正幸	東京都中央区銀座６―14―８	〃
令07全保2841	株式会社増田不動産研究所	東京都知事(1)105708	代表取締役 増田富夫	東京都中央区銀座６―６―１銀座凧月堂ビル	〃
令07全保2842	株式会社東京フ ァ シ リティーズ	東京都知事(1)105723	代表取締役 畠山大輔	東京都新宿区高田馬場２―８―４ＡＵビル４階	〃
令07全保2843	株式会社ＳＴＡＲエステート	東京都知事(1)108141	代表取締役 株丹文誉	東京都練馬区石神井町３―25―４―909	〃
令07全保2844	ＭＯＲＮＬＡＲＫＤＥＳＩＧＮ	東京都知事(1)108842	浅野喜久江	東京都港区南麻布５―14―14ＨＩＲＯＯ23―３Ｆ	〃
令07全保2845	芝浦レジデンシャル株式会社	東京都知事(1)109140	代表取締役 米田浩康	東京都港区芝浦４―５―４	〃
令07全保2846	アイレス株式会社	東京都知事(1)110365	代表取締役 脇谷敏之	東京都港区西新橋３―24―９	〃
令07全保2847	株式会社いくみホーム	東京都知事(1)111458	代表取締役 針貝久美	東京都新宿区百人町１―５―４―601号	〃
令07全保2848	クオレ・ホーム株式会社	富山県知事(2)3124	代表取締役 森本俊明	富山県富山市黒瀬170―５	〃
令07全保2849	もちや不動産	石川県知事(4)3792	山嶋澄子	石川県金沢市安江町17―19	〃
令07全保2850	有限会社橋谷工務店	鳥取県知事(5)1191	代表取締役 橋谷明美	鳥取県東伯郡琴浦町笠見336―３	〃
令07全保2851	平井住宅	熊本県知事(10)2615	平井春男	熊本県玉名郡南関町相谷1704―５	〃
令07全保2852	有限会社新屋敷宅建	熊本県知事(9)3003	代表取締役 北村嘉基	熊本県熊本市中央区新屋敷２―３―16	〃
令07全保2853	有限会社富士開発不動産	熊本県知事(4)4483	代表取締役 前田知洋	熊本県天草市中村町６―12	〃
令07全保2854	大功宅建	熊本県知事(2)5371	上田耕成	熊本県熊本市中央区出水５丁目５―９	〃
令07全保2855	曽宮設計	大分県知事(3)3089	曽宮康生	大分県佐伯市城東町３―34	〃
令07全保2856	有限会社三剣不動産	宮崎県知事(6)4135	代表取締役 森岡英人	宮崎県日向市大字財光寺1118―１	〃
令07全保2857	みやざき不動産	宮崎県知事(5)4335	那須秀人	宮崎県宮崎市大字田吉5518―１	〃
令07全保2858	トライエ株式会社	国土交通大臣(1)9786	代表取締役 佐竹博司	千葉県八千代市大和田新田1098―11	1500万円
令07全保2859	株式会社東光不動産	青森県知事(7)2620	代表取締役 平田静子	青森県青森市本町１―７―６	1000万円
令07全保2860	富貴不動産	青森県知事(5)3173	工藤安治	青森県つがる市柏広須福島105―１	〃
令07全保2861	トラストハウス	秋田県知事(4)1976	松崎博彦	秋田県秋田市御野場５丁目17―６	〃
令07全保2862	有限会社涌谷土地	宮城県知事(9)3497	代表取締役 平田哲也	宮城県遠田郡涌谷町字本町11	〃
令07全保2863	株式会社あかねエージェンシー	宮城県知事(3)5781	代表取締役 武山濵子	宮城県石巻市蛇田字新埣寺183―８	〃
令07全保2864	株式会社和泉建設工業	宮城県知事(2)6518	代表取締役 和泉伸隆	宮城県名取市那智が丘５―11―12	〃
令07全保2865	有限会社大富建設	福島県知事(4)2657	代表取締役 佐藤正寿	福島県福島市大森字高田９	〃
令07全保2866	松本オフィス有限会社	福島県知事(4)2812	代表取締役 吉谷錦星	福島県郡山市島２―42―19	〃
令07全保2867	株式会社フジケンショク	栃木県知事(7)3791	代表取締役 水沼ヒロ	栃木県宇都宮市錦３―６―19	〃
令07全保2868	（一社）日本医療福祉サービス	栃木県知事(2)5002	田中啓之	栃木県宇都宮市滝の原１―１―40	〃
令07全保2869	株式会社信用建設	埼玉県知事(15)3371	代表取締役 田澤信夫	埼玉県草加市金明町268	〃
令07全保2870	鶴岡不動産	埼玉県知事(14)4418	鶴岡義男	埼玉県三郷市高州３―25	〃
令07全保2871	有限会社髙田不動産	埼玉県知事(14)4906	代表取締役 髙田昇一	埼玉県坂戸市緑町12―４	〃
令07全保2872	三恵建設	埼玉県知事(14)5889	鈴木三郎	埼玉県川口市芝５―20―11	〃
令07全保2873	長谷川建設株式会社	埼玉県知事(13)6822	代表取締役 長谷川博久	埼玉県久喜市本町５―１―36	〃
令07全保2874	有限会社太豊不動産	埼玉県知事(13)7278	代表取締役 鈴木裕	埼玉県川口市伊刈940―10―102号	〃
令07全保2875	有限会社ファミリーハウジング	埼玉県知事(6)18730	代表取締役 芳賀良昭	埼玉県北葛飾郡杉戸町並塚558―４	〃
令07全保2876	有限会社ラビットホーム	埼玉県知事(5)19212	代表取締役 茂木規代	埼玉県上尾市今泉３―１―１	〃

令07全保2877	平賀地所	埼玉県知事(5)19247	平賀政純	埼玉県鴻巣市八幡田677―1	〃
令07全保2878	有限会社M.G.キーパー	埼玉県知事(5)20227	代表取締役 松沢生人	埼玉県桶川市下日出谷西1―18―2	〃
令07全保2879	ブーストアセット株式会社	埼玉県知事(4)20906	代表取締役 寺山樹生	埼玉県川口市戸塚南2―1―40	〃
令07全保2880	芝﨑建築	埼玉県知事(4)21232	芝﨑良一	埼玉県東松山市宮鼻175	〃
令07全保2881	誠夢株式会社	埼玉県知事(3)22344	代表取締役 安達丈敬	埼玉県川口市東川口1―5―49	〃
令07全保2882	株式会社NATURALSTYLE	埼玉県知事(2)23876	代表取締役 高橋慎嗣	埼玉県鶴ヶ島市若葉1―6―8	〃
令07全保2883	株式会社RJCホールディングス	埼玉県知事(1)24354	代表取締役 大室良二	埼玉県川越市笠幡1439―3	〃
令07全保2884	株式会社大寿	埼玉県知事(1)24393	代表取締役 藪田大輝	埼玉県さいたま市岩槻区本町6―2―18	〃
令07全保2885	株式会社ハルク	埼玉県知事(1)24418	代表取締役 橋本和広	埼玉県さいたま市緑区太田窪3―16―15	〃
令07全保2886	株式会社YK企画	埼玉県知事(1)24448	代表取締役 今野久貴	埼玉県新座市東3―9―11―202	〃
令07全保2887	株式会社TAKARA	埼玉県知事(1)25640	代表取締役 髙倉大貴	埼玉県新座市野火止5―12―5	〃
令07全保2888	株式会社王越不動産	東京都知事(14)22907	代表取締役 小柳末雄	東京都杉並区阿佐谷北1―13―15	〃
令07全保2889	髙野商事株式会社	東京都知事(14)24593	代表取締役 髙野憲一	東京都青梅市河辺町10―13―14	〃
令07全保2890	株式会社万里	東京都知事(14)26705	代表取締役 吉岡正登	東京都渋谷区千駄ヶ谷1―2―11―502	〃
令07全保2891	有限会社サンエス不動産	東京都知事(10)44073	代表取締役 渡辺晃司	東京都板橋区大山金井町51―10	〃
令07全保2892	三武不動産株式会社	東京都知事(9)55303	代表取締役 樋口武弘	東京都中野区東中野4―30―16	〃
令07全保2893	株式会社サンビルムラカミ	東京都知事(7)71471	代表取締役 村上洋一郎	東京都中央区日本橋久松町13―3	〃
令07全保2894	株式会社シーマックス	東京都知事(4)85597	代表取締役 鈴木雅宏	東京都港区赤坂2―8―11	〃
令07全保2895	株式会社Faizcompany	東京都知事(2)98447	代表取締役 樋富慎吾	東京都渋谷区渋谷3―18―4	5,582,238円
令07全保2896	株式会社アーバン三越	東京都知事(2)98632	代表取締役 田中真弓	東京都渋谷区宇田川町32―6長崎ビル3階	1000万円
令07全保2897	株式会社エターナルプランニング	東京都知事(2)98933	代表取締役 山岡正尚	東京都町田市小山町1216―1―105	〃
令07全保2898	株式会社サントラスト	東京都知事(2)103005	代表取締役 三﨑由美	東京都練馬区練馬4―24―10	〃
令07全保2899	株式会社SunLead	東京都知事(1)105407	代表取締役 下瀬駿	東京都渋谷区渋谷4―5―6―602	〃
令07全保2900	レオハウジング株式会社	東京都知事(1)107835	代表取締役 志村怜音	東京都江戸川区北小岩6―15―16	〃
令07全保2901	合同会社ConfidenceAgency	東京都知事(1)108288	代表社員 中居陽平	東京都台東区上野3―16―2天翔上野末広町ビル506号室	〃
令07全保2902	合同会社KCInvestment1	東京都知事(1)109315	代表社員 安部浩平	東京都港区虎ノ門4―3―1城山トラストタワー15階	〃
令07全保2903	株式会社やまもとくん	東京都知事(1)112385	代表取締役 山本雅俊	東京都千代田区大手町1―6―1大手町ビル	〃
令07全保2904	日本不動産株式会社	長野県知事(16)357	代表取締役 武井信幸	長野県岡谷市本町3丁目1―5	〃
令07全保2905	株式会社小林工業所	長野県知事(14)1521	代表取締役 安孫子一広	長野県駒ケ根市赤穂2375―1	〃
令07全保2906	安曇野池田不動産	長野県知事(2)5444	吉澤幸夫	長野県北安曇郡池田町大字会染294―4	〃
令07全保2907	SUNRISE株式会社	長野県知事(2)5638	代表取締役 田中春香	長野県松本市寿中1―9―25	〃
令07全保2908	株式会社山根屋	長野県知事(1)5699	代表取締役 長瀬大樹	長野県飯山市大字飯山145―1	〃
令07全保2909	合同会社MAFIS	長野県知事(1)5864	代表社員 太田佳寿	長野県上田市国分666番地5	〃
令07全保2910	有限会社ハウジングミサワ	富山県知事(6)2388	代表取締役 三澤潔志	富山県富山市不二越町6―1	〃
令07全保2911	大西不動産	和歌山県知事(5)3374	大西洋	和歌山県橋本市胡麻生700―10	〃
令07全保2912	株式会社富栄建設	和歌山県知事(3)3756	代表取締役 羽山博敏	和歌山県和歌山市中之島315―7	〃
令07全保2913	株式会社大勝建設	和歌山県知事(2)3841	代表取締役 大前満莉菜	和歌山県新宮市三輪崎1205	〃
令07全保2914	株式会社K'sエステート	和歌山県知事(1)3950	代表取締役 久保和秀	和歌山県和歌山市毛見字北浜端1027―10	〃
令07全保2915	株式会社桜	広島県知事(14)2628	代表取締役 田中真弓	広島県広島市中区田中町2―16	〃
令07全保2916	日本企業株式会社	広島県知事(12)4883	代表取締役 見勢本浩一	広島県広島市中区富士見町7―10	〃
令07全保2917	サンプラスト株式会社	広島県知事(2)10479	代表取締役 田辺啓二	広島県広島市中区幟町14―14	〃
令07全保2918	合同会社あしな不動産	広島県知事(2)10598	代表社員 田邉義征	広島県福山市新市町大字戸手627―3	〃
令07全保2919	R2エステート株式会社	広島県知事(1)11401	代表取締役 岡崎隆行	広島県広島市西区三篠北町1―23―203	〃
令07全保2920	有限会社村上ハウジング	徳島県知事(7)2182	代表取締役 村上光子	徳島県板野郡藍住町勝瑞字西勝地54	〃
令07全保2921	アッシュアセット株式会社	徳島県知事(4)2820	代表取締役 林正二	徳島県板野郡松茂町中喜来字中瀬中ノ越1―8	〃
令07全保2922	エステートコーポレーション有限会社	徳島県知事(3)2862	代表取締役 盛輝実	徳島県徳島市万代町5丁目71中央システム倉庫2F	〃
令07全保2923	株式会社井上工務店	香川県知事(9)2895	代表取締役 井上和彦	香川県善通寺市下吉田町143―1	〃
令07全保2924	FORTUNEMARKET株式会社	香川県知事(1)4664	代表取締役 角尚宣	香川県高松市林町1563―2	〃
令07全保2925	有限会社シー・アール・シー	熊本県知事(9)3128	代表取締役 西村猛雄	熊本県熊本市南区近見6―3―16	〃
令07全保2926	株式会社イサワ綜合計画	熊本県知事(5)4187	代表取締役 石浦忠昭	熊本県熊本市中央区南熊本5―11―9	〃

令07全保2927	ＣＪリゾート３合同会社	関整特事⑴227	（一社）アレーロ・プラス	東京都千代田区神田錦町１―21―１	〃
令07全保2928	合同会社ＡＬＥＲＯ７１	関整特事⑴242	（一社）アレーロ・プラス	東京都千代田区神田錦町１―21―１	〃
令07全保2929	茨城住宅工業株式会社	茨城県知事⑷6613	代表取締役樋本保	茨城県北茨城市磯原町大塚字内久保1078	〃
令07全保2930	三久商事	茨城県知事⑵7261	久田洋	茨城県稲敷郡阿見町吉原439―６	〃
令07全保2931	アサヒ建築	茨城県知事⑴7433	石川豊	茨城県常陸大宮市根本297―７	〃
令07全保2932	幸伸建設株式会社	群馬県知事⑸6174	代表取締役中澤直行	群馬県高崎市和田多中町11番10号	〃
令07全保2933	株式会社拓新	群馬県知事⑵7361	代表取締役新木育雄	群馬県高崎市金古町992番地25	〃
令07全保2934	ライフプラン株式会社	群馬県知事⑴7718	代表取締役中林光彦	群馬県太田市藤阿久町913番19号―105号室	〃
令07全保2935	株式会社小野田エステート	群馬県知事⑴7727	代表取締役小野田博俊	群馬県邑楽郡板倉町大字籾谷1500番地の２	〃
令07全保2936	株式会社Ｓｔｅｌｌａ	群馬県知事⑴8059	代表取締役堤公恵	群馬県前橋市上増田町629番地	〃
令07全保2937	有限会社長谷川不動産	千葉県知事⑮1709	代表取締役長谷川正夫	千葉県松戸市松戸1176―９	〃
令07全保2938	北総地所株式会社	千葉県知事⑭2975	代表取締役柴崎達夫	千葉県印西市大森3782	〃
令07全保2939	株式会社エスエスプランニング	千葉県知事⑻11039	代表取締役渡邊朗	千葉県船橋市習志野台５―42―11―202	〃
令07全保2940	株式会社中央住地	千葉県知事⑺12448	代表取締役鈴木元治	東京都千代田区東神田２丁目10番15―903号	〃
令07全保2941	エスケーハウジング	千葉県知事⑺12698	小林文子	千葉県銚子市浜町８―６	〃
令07全保2942	仁科建設株式会社	千葉県知事⑸14057	代表取締役仁科公司	千葉県千葉市若葉区下田町1317	〃
令07全保2943	有限会社ｆｕｊｉデザインハウス	千葉県知事⑵16896	代表取締役藤﨑美恵子	千葉県千葉市緑区平山町469―128	〃
令07全保2944	株式会社共栄企画	千葉県知事⑵17301	代表取締役岡本昇	千葉県柏市青田新田飛地222―１	〃
令07全保2945	株式会社ホームオン	千葉県知事⑵17370	代表取締役内田規雅	千葉県流山市南流山４―１―18―103	〃
令07全保2946	株式会社オートコーポレーション	千葉県知事⑴18467	代表取締役田上博敏	千葉県船橋市小室町2871	〃
令07全保2947	株式会社三喜不動産	東京都知事⑭22270	代表取締役齋藤幸男	東京都江戸川区東小松川４―57―16	〃
令07全保2948	インターナショナルビジネス株式会社	東京都知事⑻63081	代表取締役菊地将子	東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎25―１	〃
令07全保2949	株式会社小林	東京都知事⑷85474	代表取締役小林伸行	東京都八王子市大和田町５―３―５	〃
令07全保2950	有限会社ベルアシスト	東京都知事⑷85953	代表取締役鈴木康隆	東京都江戸川区西葛西６丁目５番８号ＮＰ館201号室	〃
令07全保2951	株式会社ワイズ不動産販売	東京都知事⑷89584	代表取締役岡﨑章雄	東京都中央区日本橋小伝馬町10―６	〃
令07全保2952	有限会社本橋工務店	東京都知事⑵103685	代表取締役本橋佐一	東京都練馬区石神井台６―６―11	〃
令07全保2953	株式会社七人の侍	東京都知事⑴105767	代表取締役平岡正徳	東京都千代田区神田淡路町１―４―３	〃
令07全保2954	株式会社ＸＲＯＳＳＭＯＤＥ	東京都知事⑴110198	代表取締役三田啓輔	東京都新宿区高田馬場４―４―13アルプスビル高田馬場303号室	〃
令07全保2955	株式会社インタービズ	東京都知事⑴111528	代表取締役岡﨑真範	東京都荒川区西日暮里５―14―４―902号室	〃
令07全保2956	株式会社浅岡	神奈川県知事⑾12775	代表取締役浅岡正	神奈川県相模原市中央区千代田１―１―１	〃
令07全保2957	竹山不動産	神奈川県知事⑽14367	竹山輝彦	神奈川県横須賀市公郷町３―120―２	〃
令07全保2958	有限会社湘南ランド	神奈川県知事⑽14501	代表取締役津野正俊	神奈川県横浜市栄区笠間２―15―９	〃
令07全保2959	有限会社平塚不動産	神奈川県知事⑼15610	代表取締役井上裕子	神奈川県鎌倉市扇ガ谷１―８―１	〃
令07全保2960	ＡＢＣ住宅販売株式会社	神奈川県知事⑻18719	代表取締役菅原敏則	神奈川県横浜市青葉区桜台１―89―１Ｆ	〃
令07全保2961	有限会社ユージーホーム	神奈川県知事⑺21522	代表取締役碓井義明	神奈川県川崎市麻生区王禅寺東５―１―１	〃
令07全保2962	有限会社プライムランド	神奈川県知事⑹22349	代表取締役金原康秀	神奈川県平塚市紅谷町12―26	〃
令07全保2963	株式会社ＣＬＣリライブ神奈川	神奈川県知事⑷25761	代表取締役黒川明広	神奈川県横浜市金沢区谷津町374	1500万円
令07全保2964	合同会社輝	神奈川県知事⑴32486	代表社員石田光	神奈川県横浜市戸塚区矢部町1737ハイツ田辺104	1000万円
令07全保2965	株式会社木木	神奈川県知事⑴32964	代表取締役木寺紀雄	神奈川県横須賀市本町３―７―105	〃
令07全保2966	株式会社ディー・ブラン	山梨県知事⑵2529	代表取締役石田昭夫	山梨県甲斐市玉川37―１	〃
令07全保2967	株式会社太田不動産	山梨県知事⑴2553	代表取締役太田勝也	山梨県甲府市堀之内町20―１	〃
令07全保2968	ＬＩＢＥＬＵＣＫ株式会社	山梨県知事⑴2658	代表取締役相原佑斗	山梨県笛吹市石和町東高橋99―４―３	〃
令07全保2969	岐阜羽島総合アサコウ不動産	岐阜県知事⑭1167	浅野紀幸	岐阜県羽島市福寿町浅平３―37	〃
令07全保2970	東伊豆土地株式会社	静岡県知事⑭3103	代表取締役山本幸正	静岡県下田市大賀茂247―１	〃

令07全保2971	ヤマハ発動機ビズパートナー株式会社	静岡県知事 ⑽5613	代表取締役 今井久美子	静岡県磐田市西貝塚3377	〃
令07全保2972	株式会社エステートリンク静岡	静岡県知事 ⑽5974	代表取締役 小林恵子	静岡県磐田市見付6004	〃
令07全保2973	有限会社インテリア松本	静岡県知事 ⑼7051	代表取締役 松本章太郎	静岡県掛川市弥生町183	〃
令07全保2974	株式会社グッドエム	静岡県知事 ⑹11624	代表取締役 鈴木浩一	静岡県三島市文教町１―11―９	〃
令07全保2975	ＢＬＵＥＬａＩＺＵ株式会社	静岡県知事 ⑴14394	代表取締役 長田芳郎	静岡県賀茂郡南伊豆町湊1034	〃
令07全保2976	株式会社ＮＩＣ	静岡県知事 ⑴14395	代表取締役 渡邉貴洋	静岡県富士市伝法573―２	〃
令07全保2977	株式会社テイクランド	静岡県知事 ⑴14602	代表取締役 竹内雅二	静岡県沼津市下香貫汐入2186―１	〃
令07全保2978	有限会社味岡不動産	愛知県知事 ⒀9074	代表取締役 小林雅信	愛知県小牧市大字久保一色3636	〃
令07全保2979	カガミ不動産	愛知県知事 ⑾12206	各務留二	愛知県刈谷市一ツ木町岐路１―６	〃
令07全保2980	東栄地所株式会社	愛知県知事 ⑽13429	代表取締役 小川捷太	愛知県名古屋市東区古出来１丁目５番４号	〃
令07全保2981	賛昌住建	愛知県知事 ⑼14597	菱川信雄	愛知県一宮市森本２丁目25―28	〃
令07全保2982	三豊土地株式会社	愛知県知事 ⑼15088	代表取締役 丸山宏子	愛知県春日井市神屋町1602―83	〃
令07全保2983	株式会社油久	愛知県知事 ⑸19178	代表取締役 梶川将史	愛知県名古屋市千種区萱場１―６―19	〃
令07全保2984	有限会社Ｋ．Ｎ．Ｃ	愛知県知事 ⑸20163	代表取締役 武内憲一郎	愛知県名古屋市東区泉２―21―３	〃
令07全保2985	株式会社Ｎａｇｏｍｉ	愛知県知事 ⑷20339	代表取締役 神谷恵	愛知県高浜市呉竹町４―17―16	〃
令07全保2986	大脇不動産	愛知県知事 ⑷21446	大脇益男	愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字堂子344	〃
令07全保2987	宮崎商事株式会社	愛知県知事 ⑴24514	代表取締役 宮崎憲治	愛知県名古屋市港区十一屋３―237―１	〃
令07全保2988	株式会社黒石	愛知県知事 ⑴24745	代表取締役 成田将也	愛知県名古屋市天白区高島１―1801	〃
令07全保2989	株式会社未来のかたち	愛知県知事 ⑴25002	代表取締役 佐藤友和	愛知県名古屋市天白区野並２―431―１Ｆ	〃
令07全保2990	株式会社ＨＥＡＤＳＵＰ	愛知県知事 ⑴25383	代表取締役 宮下翔	愛知県安城市今池町３―６―38	〃
令07全保2991	株式会社ウッドコンストラクション	愛知県知事 ⑴25690	代表取締役 金垣瑞木	愛知県名古屋市中区栄４―５―３	〃
令07全保2992	ワンズライフ株式会社	滋賀県知事 ⑷3174	代表取締役 玉山国雄	滋賀県大津市大江４―32―６	〃
令07全保2993	吉村綜合不動産株式会社	京都府知事 ⑰399	代表取締役 吉村ゆかり	京都府京都市東山区大和大路通五条下ル石垣町70	〃
令07全保2994	トラストコーポレーション合同会社	京都府知事 ⑵14159	代表社員 佐々木庸行	京都府京都市山科区大塚中溝54番地17―101号	〃
令07全保2995	大一建設株式会社	大阪府知事 ⑭12691	代表取締役 岡嶋勝光	大阪府藤井寺市岡２―８―44	〃
令07全保2996	安田住宅	大阪府知事 ⑿20000	安田一郎	大阪府堺市美原区太井153―１	〃
令07全保2997	株式会社佐保工務店	大阪府知事 ⑺43423	代表取締役 佐保博文	大阪府東大阪市荒川３―12―12	〃
令07全保2998	有限会社エムアールエス	大阪府知事 ⑹44753	代表取締役 森山光博	大阪府大阪市西成区鶴見橋１―16―32	〃
令07全保2999	株式会社エイシーエンタープライズ	大阪府知事 ⑸50992	代表取締役 秋山健太郎	大阪府大阪市淀川区十三東２―６―26―305	〃
令07全保3000	ワークエステート	大阪府知事 ⑶56148	川西勇起	大阪府大阪市浪速区日本橋西１―８―22	〃
令07全保3001	株式会社ビー・アライブ	大阪府知事 ⑵60318	代表取締役 川上哲司	大阪府大阪市北区西天満５―16―３―403	〃
令07全保3002	池田商事	大阪府知事 ⑵60703	池田秀範	大阪府大阪市港区磯路３―24―６	〃
令07全保3003	エクセル電源開発株式会社	大阪府知事 ⑵60963	代表取締役 味元譲二	大阪府大阪市中央区南船場１―13―20	〃
令07全保3004	ＮＳプロダクト株式会社	大阪府知事 ⑵61457	代表取締役 西田登	大阪府大阪市中央区本町４―５―16	〃
令07全保3005	ＣＲＥＡＴＩＯ株式会社	大阪府知事 ⑴61800	代表取締役 阪井雄大	大阪府大阪市中央区南船場１―９―１	〃
令07全保3006	株式会社スカイライン	大阪府知事 ⑴63952	代表取締役 李臣祚	大阪府大阪市中央区日本橋１―18―１―301	〃
令07全保3007	株式会社ＡＬＢＡＥＳＴＡＴＥ	大阪府知事 ⑴64731	代表取締役 熊崎貴浩	大阪府堺市中区深井中町3249	〃
令07全保3008	ｉＨｏｍｅ	大阪府知事 ⑴65714	伊藤由里	大阪府高石市取石４―14―17	〃
令07全保3009	四国工業株式会社	兵庫県知事 ⑿7634	代表取締役 横山眞由美	兵庫県神戸市兵庫区新開地５丁目１―８	〃
令07全保3010	パシフィック・リアルティ株式会社	兵庫県知事 ⑴12293	代表取締役 高田佑太	兵庫県神戸市東灘区向洋町中６丁目９番地―６階	〃
令07全保3011	株式会社新和住研	兵庫県知事 ⒀200277	代表取締役 出口忠明	兵庫県川西市多田桜木２丁目11―36	〃
令07全保3012	ミツワ建設	兵庫県知事 ⑾201082	林祥作	兵庫県尼崎市東園田町３丁目32―２	〃
令07全保3013	丸昭建設株式会社	兵庫県知事 ⑽201749	代表取締役 中村千津子	兵庫県西宮市小松南町３丁目１―９	〃
令07全保3014	株式会社オフィスＦＬＡＴ	兵庫県知事 ⑶204051	代表取締役 平裕之	兵庫県西宮市六軒町５―18	〃
令07全保3015	株式会社大成ハウジング	兵庫県知事 ⑵204348	代表取締役 佐藤崇盛	兵庫県西宮市今津水波町２―２―503	〃
令07全保3016	嶋﨑不動産	兵庫県知事 ⑵300456	嶋﨑眞二	兵庫県川西市下加茂１丁目24―23	〃
令07全保3017	有限会社ハーフブロック	兵庫県知事 ⑵401591	代表取締役 新田純	兵庫県明石市日富美町４―２	〃
令07全保3018	有限会社ロイヤルシャトーモリタ	兵庫県知事 ⑴401637	代表取締役 森田利七	兵庫県加古川市平岡町新在家２丁目273―２	〃
令07全保3019	株式会社昇産業	兵庫県知事 ⑼450575	代表取締役 渡邊哲也	兵庫県姫路市夢前町菅生澗518―４	〃
令07全保3020	有限会社タナカ建築	兵庫県知事 ⑴451630	代表取締役 田中博士	兵庫県神崎郡神河町長谷1950―１	〃
令07全保3021	但馬土建工業株式会社	兵庫県知事 ⑹650074	代表取締役 平井博	兵庫県豊岡市加広町７―56	〃

令07全保3022	ディーエムハウス株式会社	兵庫県知事 ⑷800236	代表取締役 奥井勝也	兵庫県洲本市塩屋１丁目２―15	〃
令07全保3023	リフォマンショップ株式会社	鳥取県知事 ⑶1314	代表取締役 服部龍一	鳥取県米子市上福原２―１―65	〃
令07全保3024	山陽インカム株式会社	岡山県知事 ⑷5143	代表取締役 大山宏明	岡山県岡山市北区柳町２丁目４―23	〃
令07全保3025	東中国不動産	岡山県知事 ⑷5237	上山智子	岡山県岡山市東区西大寺中１―６―12―101	〃
令07全保3026	マース株式会社	岡山県知事 ⑵5716	代表取締役 田邊正人	岡山県小田郡矢掛町矢掛2565―１	〃
令07全保3027	株式会社ドリームシティ	岡山県知事 ⑴6145	代表取締役 加瀬野則幸	岡山県倉敷市水江1175―５	〃
令07全保3028	宮田商事株式会社	山口県知事 ⑽1866	代表取締役 宮田隆美	山口県宇部市開４―１―４	〃
令07全保3029	ヤマネ鉄工建設株式会社	山口県知事 ⑻2425	代表取締役 山根正寛	山口県長門市日置上885	〃
令07全保3030	不動産情報Ｓネット	山口県知事 ⑷3184	加川利明	山口県岩国市元町２丁目３―３―109	〃
令07全保3031	井原綜合不動産	愛媛県知事 ⑾2843	井原巖	愛媛県今治市別宮町７―２―82	〃
令07全保3032	黒川建設株式会社	愛媛県知事 ⑷4995	代表取締役 黒川照勇喜	愛媛県松山市北久米町873―１	〃
令07全保3033	有限会社ラック	愛媛県知事 ⑷5046	代表取締役 沖中英治	愛媛県松山市朝生田町２丁目４―28	〃
令07全保3034	株式会社クリエイト伸	愛媛県知事 ⑶5373	代表取締役 星川真一	愛媛県四国中央市金生町下分1073―１	〃
令07全保3035	ＯＫホーム株式会社	愛媛県知事 ⑵5436	代表取締役 早野銀次	愛媛県今治市高地町２丁目甲2060―11	〃
令07全保3036	渡辺不動産	福岡県知事 ⑭3776	渡辺豊	福岡県筑後市大字蔵数302―１	〃
令07全保3037	株式会社キャメロット	福岡県知事 ⑹13331	代表取締役 石丸伊重	福岡県福岡市中央区平尾浄水町１―22―201	〃
令07全保3038	有限会社エービース	福岡県知事 ⑷15407	代表取締役 大坪雅俊	福岡県福岡市城南区梅林３―17―11	〃
令07全保3039	株式会社サンエス	福岡県知事 ⑷16406	代表取締役 窪田政文	福岡県福岡市博多区博多駅前２―12―16ムーンリバー博多駅前３Ｆ	〃
令07全保3040	株式会社アイビルシステム	福岡県知事 ⑶16837	代表取締役 石野剛	福岡県福岡市南区若久６―34―７	〃
令07全保3041	ＣＲＥＳ株式会社	福岡県知事 ⑵17847	代表取締役 中川裕之	福岡県福岡市西区福重４―18―３	〃
令07全保3042	株式会社ＲｉｓｉｎｇＳｕｎ	福岡県知事 ⑵18214	代表取締役 野畑龍彦	福岡県筑紫野市塔原東４―15―13Ａ棟１号室	〃
令07全保3043	トラスト・リアルティ株式会社	福岡県知事 ⑴19971	代表取締役 村上知子	福岡県北九州市小倉北区堺町１―２―16―２Ｆ	〃
令07全保3044	株式会社ワンダーストリーム	福岡県知事 ⑴20384	代表取締役 清村克行	福岡県福岡市博多区中呉服町３―11キョーエイ呉服町ビル２Ｆ	〃
令07全保3045	ベストハウス博多	福岡県知事 ⑴20440	原田佳典	福岡県福岡市博多区博多駅南１―７―14―501	〃
令07全保3046	株式会社ハウスバンク	長崎県知事 ⑺2728	代表取締役 江口正則	長崎県長崎市エミネント葉山町８―21	〃
令07全保3047	株式会社Ｅ・アーキテクト	長崎県知事 ⑵4106	代表取締役 川口栄一	長崎県佐世保市赤崎町285―１―２Ｆ	〃
令07全保3048	樋之口不動産	宮崎県知事 ⑼3471	樋之口邦彦	宮崎県都城市上長飯町16―１	〃
令07全保3049	セイワハウジング	宮崎県知事 ⑹4191	矢野正	宮崎県西都市大字妻1094番地13	〃
令07全保3050	大丸住宅	鹿児島県知事 ⒀965	藤崎良隆	鹿児島県鹿屋市川東町7204―６	〃
令07全保3051	神野不動産	鹿児島県知事 ⑻3763	神野里美	鹿児島県鹿児島市東坂元２―51―８	〃
令07全保3052	井川不動産	鹿児島県知事 ⑹5008	井川静男	鹿児島県奄美市名瀬朝仁新町19―11	〃
令07全保3053	株式会社フクシマ	鹿児島県知事 ⑸5112	代表取締役 福島正志	鹿児島県霧島市国分福島１―28―13	〃
令07全保3054	株式会社ＮＳクリエイト	鹿児島県知事 ⑵6013	代表取締役 野田尚吾	鹿児島県鹿児島市南林寺町29―11	〃
令07全保3055	有限会社オフィスウェネバー	鹿児島県知事 ⑴6533	代表取締役 竹元かおり	鹿児島県鹿児島市真砂本町８―13	〃
令07全保3056	株式会社ＫＵＲＡ企画	鹿児島県知事 ⑴6642	代表取締役 倉橋孝弘	鹿児島県霧島市国分中央１―25―37	〃
令07全保3057	有限会社北辰ハウジング	沖縄県知事 ⑸3546	代表取締役 下地正幸	沖縄県那覇市小禄５―13―11	〃
令07全保3058	株式会社フタダ	沖縄県知事 ⑶4188	代表取締役 根路銘國一	沖縄県沖縄市比屋根７―30―17	〃
令07全保3059	新垣ハウジング	沖縄県知事 ⑶4399	新垣睦子	沖縄県那覇市安里81番地	〃
令07全保3060	株式会社ＯＫＩＮＡＷＡＣＡＲＲＹ	沖縄県知事 ⑵4761	代表取締役 住川美恵	沖縄県名護市宮里４―４―36	〃
令07全保3061	株式会社ＴＡＭＡ	沖縄県知事 ⑵5071	代表取締役 玉城順子	沖縄県石垣市真栄里529―２	〃
令07全保3062	合同会社Ｈｙｚｏｎ	沖縄県知事 ⑴5159	代表社員 比嘉正樹	沖縄県宜野湾市愛知３―５―23	〃
令07全保3063	アース建設株式会社	沖縄県知事 ⑴5565	代表取締役 友寄司	沖縄県浦添市経塚87―３	〃
令07全保3064	沖縄１ＴＥＣＨ株式会社	沖縄県知事 ⑴5576	代表取締役 中村悦夫	沖縄県国頭郡本部町伊野波260―２―Ｔ５	〃

第２期決算公告

令和８年３月11日
東京都千代田区麹町六丁目６番２号
note AI creative株式会社
代表取締役　今　雄一

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	39,844
	資産合計	**39,844**
負純資産及び部	流動負債	4,036
	固定負債	19
	負債合計	**4,055**
	株主資本	35,789
	資本金	30,000
	利益剰余金	5,789
	その他利益剰余金	5,789
	（うち当期純利益）	（1,647）
	純資産合計	**35,789**
	負債・純資産合計	**39,844**

第13期決算公告

令和８年３月11日
東京都渋谷区代々木一丁目11番２号
株式会社トレタ
代表取締役　中村　仁

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	282,984
	固定資産	8,555
	合計	**291,539**
負純資産及び部	流動負債	192,046
	固定負債	541,580
	株主資本	△458,928
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,248,120
	資本準備金	1,248,120
	利益剰余金	△1,807,048
	その他利益剰余金	△1,807,048
	（うち当期純損失）	（167,422）
	新株予約権	16,841
	合計	**291,539**

第20期決算公告

令和８年３月11日
東京都千代田区有楽町一丁目５番２号
株式会社野澤組カルチャー
代表取締役　兼子　淳

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,729,183
	固定資産	1,900
	資産合計	**1,731,084**
負純資産及び部	流動負債	859,102
	株主資本	871,981
	資本金	10,000
	利益剰余金	861,981
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	859,481
	（うち当期純利益）	（145,723）
	負債・純資産合計	**1,731,084**

第11期決算公告

令和８年３月11日
東京都台東区柳橋２－１－10
第二東商センター１－191
株式会社和
代表取締役　山口　和美

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,954
	固定資産	37,047
	合計	**42,002**
負純資産及び部	流動負債	24,067
	固定負債	344
	株主資本	17,591
	資本金	6,000
	利益剰余金	11,591
	その他利益剰余金	11,591
	（うち当期純利益）	（1,894）
	合計	**42,002**

第45期決算公告

令和８年２月26日
東京都中央区日本橋室町四丁目１番16号
室町フェニックスビル
株式会社サン・システムプランニング
代表取締役　伊藤　文隆

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	336,354
	固定資産	128,029
	資産合計	**464,384**
負純資産及び部	流動負債	163,012
	固定負債	163,387
	負債合計	**326,400**
	株主資本	137,983
	資本金	40,000
	利益剰余金	97,983
	その他利益剰余金	97,983
	（うち当期純損失）	（142,261）
	純資産合計	**137,983**
	負債・純資産合計	**464,384**

第２期決算公告

令和８年３月11日
東京都千代田区麹町六丁目６番２号
Tales & Co. 株式会社
代表取締役　萩原　猛

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	29,673
	資産合計	**29,673**
負純資産及び部	流動負債	11,607
	負債合計	**11,607**
	株主資本	18,066
	資本金	50,000
	利益剰余金	△31,933
	その他利益剰余金	△31,933
	（うち当期純損失）	（18,946）
	純資産合計	**18,066**
	負債・純資産合計	**29,673**

第６期決算公告

令和８年３月11日
東京都渋谷区神宮前３―27―15
ＦＬＡＧ２Ｄ
株式会社わさび
代表取締役　稲垣　大輔

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	111,852
	固定資産	1,255
	資産合計	**113,107**
負純資産及び部	流動負債	37,133
	株主資本	75,973
	資本金	100
	利益剰余金	75,873
	その他利益剰余金	75,873
	（うち当期純損失）	（6,067）
	負債・純資産合計	**113,107**

第５期決算公告

令和８年３月11日
東京都港区六本木一丁目４番５号
アルカナエナジー株式会社
代表取締役　中野　暁輝

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	180,379
	固定資産	19,410
	合計	**199,789**
負純資産及び部	流動負債	160,919
	株主資本	△61,129
	資本金	123,875
	資本剰余金	123,875
	資本準備金	123,875
	利益剰余金	△308,879
	その他利益剰余金	△308,879
	（うち当期純損失）	（13,290）
	新株予約権	100,000
	合計	**199,789**

第28期決算公告

令和８年３月11日
東京都台東区柳橋二丁目１番10号
第２東商センター１～191
株式会社東和
代表取締役　下館　義勝

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	63,000
	固定資産	3,495
	合計	**66,495**
負純資産及び部	流動負債	3,679
	固定負債	4,522
	株主資本	58,294
	資本金	10,000
	資本剰余金	1,000
	その他資本剰余金	1,000
	利益剰余金	47,294
	その他利益剰余金	47,294
	（うち当期純利益）	（31）
	合計	**66,495**

第24期決算公告

令和８年３月11日
岐阜県揖斐郡大野町大字下方1115番地１
ヨシテク工業株式会社
代表取締役　奥村　修一

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,015,812
	固定資産	1,359,586
	合計	**2,375,399**
負純資産及び部	流動負債	275,469
	固定負債	747,378
	株主資本	1,352,550
	資本金	30,000
	資本剰余金	144,550
	その他資本剰余金	144,550
	利益剰余金	1,177,999
	その他利益剰余金	1,177,999
	（うち当期純利益）	（143,446）
	合計	**2,375,399**

第８期決算公告

令和８年３月11日
横浜市保土ヶ谷区神戸町134番地
スカンジノバ・システムズ株式会社
代表取締役　ミカエル・リンドホルム

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	118,127
	固定資産	3,675
	合計	**121,802**
負純資産及び部	流動負債	62,121
	株主資本	59,681
	資本金	30,000
	利益剰余金	29,681
	その他利益剰余金	29,681
	（うち当期純利益）	（14,720）
	合計	**121,802**

第４期決算公告

令和８年３月11日
東京都渋谷区神宮前３―27―15
ＦＬＡＧ２Ｄ
株式会社Ｇｒｅｅｎ＆Ｄｉｇｉｔａｌ Ｐａｒｔｎｅｒｓ
代表取締役　稲垣　大輔

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	104,944
	資産合計	**104,944**
負純資産及び部	流動負債	6,547
	株主資本	98,396
	資本金	5,000
	利益剰余金	93,396
	その他利益剰余金	93,396
	（うち当期純利益）	（19,481）
	負債・純資産合計	**104,944**

第 50 期 決 算 公 告

令和８年３月11日
愛知県岡崎市東牧内町字甲田33番地３
アンド栄光株式会社
代表取締役　野田陽太郎

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,476,993
	固定資産	632,086
	資産合計	3,109,079
負純資債及産のび部	流動負債	3,715,214
	固定負債	30,094
	株主資本	△ 636,229
	資本金	12,000
	利益剰余金	△ 580,625
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	△ 583,625
	(うち当期純損失)	(153,126)
	自己株式	△ 67,604
	負債・純資産合計	3,109,079

第 9 期 決 算 公 告

2026年３月11日
愛知県岡崎市上青野町字中屋敷100番地
三給株式会社
代表取締役　齋藤　哲

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,523,498
	固定資産	304,703
	合計	1,828,201
負純資債及産のび部	流動負債	1,325,787
	固定負債	32,730
	株主資本	467,556
	資本金	70,000
	利益剰余金	397,556
	利益準備金	4,398
	その他利益剰余金	393,158
	(うち当期純利益)	(128,839)
	評価・換算差額等	2,127
	合計	1,828,201

第 6 期 決 算 公 告

令和８年３月11日
岐阜県養老郡養老町直江640－１
広化東海プラスチック株式会社
代表取締役社長　平垣内天道

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,542
	固定資産	415
	合計	1,957
負純資債及産のび部	流動負債	865
	固定負債	890
	株主資本	202
	資本金	10
	利益剰余金	192
	固定資産圧縮積立金	1
	繰越利益剰余金	191
	(うち当期純利益)	(52)
	合計	1,957

第 76 期 決 算 公 告

2026年３月11日
大阪市中央区久太郎町三丁目４番23号
株式会社林和興業社
代表取締役　石見　健

貸借対照表の要旨（2025年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,736
	固定資産	384,722
	合計	390,459
負純資債及産のび部	流動負債	34,848
	固定負債	128,494
	株主資本	227,116
	資本金	60,000
	利益剰余金	167,116
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	152,116
	(うち当期純利益)	(846)
	合計	390,459

第 78 期 決 算 公 告

令和８年２月18日
名古屋市瑞穂区桃園町３番23号
奈良木材工業株式会社
代表取締役　西垣　貴文

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	64,430
	固定資産	24,589
	合計	89,019
負純資債及産のび部	流動負債	1,776
	株主資本	87,243
	資本金	10,000
	利益剰余金	77,243
	利益準備金	1,200
	その他利益剰余金	76,043
	(うち当期純利益)	(4,342)
	合計	89,019

第 43 期 決 算 公 告

令和８年３月11日
愛知県岡崎市大和町字荒田85番地１
八光株式会社
代表取締役　野田　篤文

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,049
	固定資産	363,011
	資産合計	364,060
負純資債及産のび部	流動負債	306,563
	株主資本	57,497
	資本金	10,000
	利益剰余金	47,497
	利益準備金	2,000
	その他利益剰余金	45,497
	(うち当期純損失)	(2,951)
	負債・純資産合計	364,060

第 50 期決算公告

令和８年２月24日
鳥取県米子市東山町８番地１
株式会社エスジーズ
代表取締役　今出　上

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,164,797
	固定資産	682,292
	資産合計	1,847,089
負純資債及産のび部	流動負債	535,293
	固定負債	432,860
	株主資本	878,936
	資本金	30,000
	利益剰余金	848,936
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	841,436
	(うち当期純利益)	(58,302)
	負債・純資産合計	1,847,089

第 26 期決算公告

令和８年３月11日
大阪府大阪市天王寺区上汐四丁目５番26号
株式会社ツーワン
代表取締役　北中　達也

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	293
	固定資産	6
	資産合計	299
負純資債及産のび部	流動負債	131
	固定負債	170
	負債合計	301
	株主資本	△ 1
	資本金	10
	利益剰余金	△ 11
	その他利益剰余金	△ 11
	(うち当期純利益)	(65)
	純資産合計	△ 1
	負債・純資産合計	299

第 8 期 決 算 公 告

2026年３月11日
大阪市中央区久太郎町三丁目４番23号
株式会社ＨＧプランニング
代表取締役　石見　健

貸借対照表の要旨
（2025年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	13,681
	固定資産	121,174
	合計	134,855
負純資債及産のび部	流動負債	401,878
	固定負債	15,900
	株主資本	△ 282,923
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 292,923
	その他利益剰余金	△ 292,923
	(うち当期純損失)	(25,960)
	合計	134,855

第７期決算公告

令和８年３月11日
広島県広島市中区本通１番11号
株式会社廣文館
代表取締役　大垣　守弘

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	777,632
	固定資産	266,251
	合計	1,043,883
負純資債及産のび部	流動負債	802,517
	(うち賞与引当金)	(2,279)
	固定負債	157,413
	株主資本	83,953
	資本金	10,000
	資本剰余金	405,850
	資本準備金	405,850
	利益剰余金	△331,896
	その他利益剰余金	△331,896
	(うち当期純利益)	(417)
	合計	1,043,883

第 11 期 決 算 公 告

令和８年１月20日
東京都新宿区西新宿五丁目10－14ＹＨＳビル６階
株式会社リンクス
代表取締役　片柴　利哉

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	146,112	流動負債	62,752
固定資産	99,733	固定負債	275,244
		負債合計	337,996
		株主資本	△92,150
		資本金	8,000
		利益剰余金	△100,013
		その他利益剰余金	△100,013
		自己株式	△136
		純資産合計	△92,150
資産合計	245,846	負債・純資産合計	245,846

損益計算書の要旨
（自　令和６年12月１日　至　令和７年11月30日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	481,346
売上原価	4,314
売上総利益	477,031
販売費及び一般管理費	451,079
営業利益	25,952
営業外収益	4,074
営業外費用	20,206
経常利益	9,820
特別利益	3,667
特別損失	172
税引前当期純利益	13,315
法人税、住民税及び事業税	460
当期純利益	12,855

第55期決算公告

2026年３月11日　東京都中央区京橋三丁目１番１号

ブリヂストンスポーツ株式会社

代表取締役社長　国久　俊介

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	11,826	流動負債	3,891
固定資産	5,287	固定負債	1,410
有形固定資産	3,108	株主資本	11,705
無形固定資産	758	資本金	3,000
投資その他の資産	1,420	資本剰余金	1,534
		（資本準備金）	（1,534）
		利益剰余金	7,171
		（利益準備金）	（386）
		（その他利益剰余金）	（6,784）
		評価・換算差額等	105
		（その他有価証券評価差額金）	（110）
		（繰延ヘッジ損益）	（△5）
資産合計	17,113	負債・純資産合計	17,113

損益計算書の要旨（自　2025年１月１日　至　2025年12月31日）（単位：百万円）

科目	金額
売上高	21,372
売上原価	14,632
売上総利益	6,739
販売費及び一般管理費	5,882
営業利益	857
営業外収益	660
営業外費用	30
経常利益	1,488
特別利益	46
税引前当期純利益	1,534
法人税等調整額	△15
当期純利益	1,550

第61期決算公告

2026年３月11日

香川県丸亀市中津町1515番地

大友化成株式会社

代表取締役　木村　雅則

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	522,820
	固定資産	21,926
	合計	544,746
負債及び純資産の部	流動負債	348,227
	固定負債	—
	株主資本	196,518
	資本金	12,000
	利益剰余金	184,518
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	181,518
	（うち当期純利益）	（12,859）
	合計	544,746

第２期決算公告

令和８年３月11日

埼玉県蕨市錦町四丁目８番26号

大栄株式会社

代表取締役　繁田　剛志

貸借対照表の要旨

（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	6,649
	合計	6,649
負債及び純資産の部	流動負債	5,342
	株主資本	1,307
	資本金	1,000
	利益剰余金	307
	その他利益剰余金	307
	（うち当期純損失）	（1,020）
	合計	6,649

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を六億四千六百七万千四十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十一日

埼玉県蕨市錦町四丁目八番二六号

大栄株式会社

代表取締役　繁田　剛志

第30期決算公告

令和８年３月11日

香川県丸亀市富士見町三丁目３番50号

オークラホテル株式会社

代表取締役　齊藤　貴友

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	368,868
	固定資産	191,633
	合計	560,502
負債及び純資産の部	流動負債	224,103
	固定負債	44,028
	株主資本	292,371
	資本金	100,000
	資本剰余金	132,825
	利益剰余金	59,546
	利益準備金	18,750
	その他利益剰余金	40,796
	（うち当期純利益）	（38,239）
	合計	560,502

決算公告

令和８年３月11日

横浜市港北区新横浜三丁目８番地８　ＳＤ第16ビル８階

CIMC Liquid Process Technology Japan株式会社

代表取締役　ババツ・ヤン

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	115,480
	固定資産	65,383
	合計	180,864
負債及び純資産の部	流動負債	123,671
	固定負債	187,244
	株主資本	△130,052
	資本金	5,000
	利益剰余金	△135,052
	その他利益剰余金	△135,052
	（うち当期純損失）	（78,479）
	合計	180,864

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円、資本準備金の額を一億三千五百万円減少し、それぞれ一億円、０円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十一日

横浜市港北区新横浜三丁目八番地八　ＳＤ第16ビル八階

ＣＩＭＣ Ｌｉｑｕｉｄ Ｐｒｏｃｅｓｓ Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙ Ｊａｐａｎ株式会社

代表取締役　ババツ・ヤン

第24期決算公告

令和８年３月11日

福岡県田川市大字弓削田1773－２

株式会社エルアンドエー

代表取締役　田原　大輔

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	51,370
	固定資産	71,606
	合計	122,976
負債及び純資産の部	流動負債	14,337
	固定負債	55,815
	株主資本	52,824
	資本金	3,000
	利益剰余金	49,824
	（その他利益剰余金）	（49,824）
	（うち当期純利益）	（6,739）
	合計	122,976

決算公告

令和８年３月11日

東京都港区虎ノ門二丁目２番地１号住友不動産虎ノ門タワー19階

株式会社ジャパンＭ＆Ａインキュベーション

代表取締役　坂本　拓馬

貸借対照表の要旨

（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	473,143	流動負債	99,318
固定資産	12,840	株主資本	386,665
		資本金	5,000
		資本剰余金	299,999
		資本準備金	149,999
		その他資本剰余金	149,999
		利益剰余金	81,666
		その他利益剰余金	81,666
		（うち当期純利益）	（81,666）
資産合計	485,983	負債・純資産合計	485,983

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千四百九十九万九千七百九十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十一日

東京都港区虎ノ門二丁目二番地一号住友不動産虎ノ門タワー十九階

株式会社ジャパンＭ＆Ａインキュベーション

代表取締役　坂本　拓馬

資本剰余金の額の減少のお知らせ

債権者及び株主等関係者　各位

当社は、資本剰余金の額を九億円減少することに致しました。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十一日

東京都渋谷区代々木二丁目三三番七号

株式会社野澤

代表取締役　野沢　幸弘

第13期決算公告

令和８年３月11日

東京都渋谷区代々木二丁目33番７号

株式会社野澤

代表取締役　野沢　幸弘

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	204,410
	固定資産	1,020,957
	合計	1,225,368
負債及び純資産の部	流動負債	284,966
	固定負債	30,805
	株主資本	909,597
	資本金	10,000
	資本剰余金	900,000
	利益剰余金	△402
	その他利益剰余金	△402
	（うち当期純損失）	(67,607)
	合計	1,225,368

第73期決算公告

令和８年３月11日

長崎市田中町585番地３

アイティーエックス株式会社

代表取締役　市川誠一郎

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,097,489
	固定資産	610,435
	資産合計	2,707,925
負債及び純資産の部	流動負債	1,640,793
	固定負債	363
	株主資本	1,066,768
	資本金	50,000
	利益剰余金	1,016,768
	利益準備金	7,637
	その他利益剰余金	1,009,131
	（うち当期純利益）	(140,689)
	負債・純資産合計	2,707,925

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十一日

埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目八番二三号

（甲）合同会社育子

代表社員　山本　育子

東京都港区浜松町一―二一―四崇城大学会館三階

（乙）株式会社シダン

代表取締役　山本昇太郎

第26期決算公告

令和８年３月11日

東京都港区浜松町１―21―４

崇城大学会館３階

株式会社シダン

代表取締役　山本昇太郎

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,383
	固定資産	37,083
	合計	39,466
負債及び純資産の部	流動負債	4,715
	固定負債	41,400
	株主資本	△6,648
	資本金	10,000
	利益剰余金	△16,648
	その他利益剰余金	△16,648
	（うち当期純損失）	(986)
	合計	39,466

第58期決算公告

令和８年３月11日

北海道帯広市大通南８丁目２番地

株式会社帯広冠婚葬祭互助会

代表取締役　渡邉　聡

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,520,692
	固定資産	379,466
	合計	1,900,158
負債及び純資産の部	流動負債	186,826
	（雑収入復活引当金）	(1,500)
	固定負債	1,513,054
	株主資本	200,278
	資本金	20,000
	利益剰余金	180,278
	その他利益剰余金	180,278
	（うち当期純利益）	(3,204)
	合計	1,900,158

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年二月二十四日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十一日

北海道旭川市神楽三条二丁目二番九号

（甲）株式会社ノムラ

代表取締役　野村　幸生

北海道旭川市神楽四条二丁目二番五号

（乙）株式会社すどう

代表取締役　野村　幸生

第73期決算公告

令和８年３月11日

北海道旭川市神楽三条二丁目２番９号

株式会社ノムラ

代表取締役　野村　幸生

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,761,387
	固定資産	9,569,456
	合計	14,330,843
負債及び純資産の部	流動負債	4,512,222
	固定負債	6,449,333
	株主資本	3,369,287
	資本金	10,000
	利益剰余金	3,359,287
	利益準備金	2,500
	別途積立金	3,312,000
	繰越利益剰余金	44,787
	（うち当期純利益）	(37,340)
	合計	14,330,843

第50期決算公告

令和８年３月11日

北海道旭川市神楽四条二丁目２番５号

株式会社すどう

代表取締役　野村　幸生

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	258,203
	固定資産	57,391
	合計	315,595
負債及び純資産の部	流動負債	135,361
	固定負債	14,500
	株主資本	165,733
	資本金	47,700
	利益剰余金	118,033
	その他利益剰余金	118,033
	（うち当期純利益）	(2,464)
	合計	315,595

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年三月十一日

茨城県水戸市中丸町一五七番地の四

（甲）株式会社八百邦

代表取締役　田所日出男

茨城県ひたちなか市大字枝川二〇一七番地

（乙）株式会社リンクインコーポレーション

代表取締役　田所　鉄舟

第43期決算公告

令和８年３月11日

茨城県水戸市中丸町157番地の４

株式会社八百邦

代表取締役　田所日出男

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	380,916
	固定資産	307,735
	資産合計	688,651
負債及び純資産の部	流動負債	140,287
	固定負債	367,084
	株主資本	181,280
	資本金	20,000
	利益剰余金	161,280
	利益準備金	3,233
	その他利益剰余金	158,047
	（うち当期純利益）	(14,769)
	負債・純資産合計	688,651

第36期決算公告

令和８年３月11日

茨城県ひたちなか市大字枝川2017番地

株式会社リンクインコーポレーション

代表取締役　田所　鉄舟

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	85,768
	固定資産	81,600
	資産合計	167,369
負債及び純資産の部	流動負債	72,281
	固定負債	91,845
	株主資本	3,242
	資本金	10,000
	利益剰余金	△6,757
	その他利益剰余金	△6,757
	（うち当期純利益）	(20,268)
	負債・純資産合計	167,369

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産管理賃貸事業及び投資事業に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、各社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十一日

千葉県印西市松崎台二丁目三番地五

（甲）Ｋ－ＳＴＥＥＬ株式会社

代表取締役　菊池　遼太

千葉県印西市松崎台二丁目三番地五

（乙）株式会社菊池鋼板興業

代表取締役　菊池　遼太

第１期決算公告　令和８年３月11日

千葉県印西市松崎台二丁目３番地５

Ｋ－ＳＴＥＥＬ株式会社

代表取締役　菊池　遼太

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	固定資産	433,631
	合計	433,631
負純資産及び債の部	流動負債	14
	株主資本	433,616
	資本金	10,000
	資本剰余金	423,631
	その他資本剰余金	423,631
	利益剰余金	△14
	その他利益剰余金	△14
	（うち当期純損失）	(14)
	合計	433,631

第39期決算公告　令和８年３月11日

千葉県印西市松崎台二丁目３番地５

株式会社菊池鋼板興業

代表取締役　菊池　遼太

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	503,379
	固定資産	608,670
	繰延資産	6
	合計	1,112,055
負純資産及び債の部	流動負債	198,581
	固定負債	373,342
	株主資本	540,131
	資本金	30,000
	利益剰余金	510,131
	利益準備金	1,000
	その他利益剰余金	509,131
	（うち当期純利益）	(86,499)
	合計	1,112,055

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年三月十一日

東京都港区虎ノ門二丁目一〇番一号

（甲）株式会社セントラルメディエンス

代表取締役　中川隆太郎

東京都港区虎ノ門二丁目一〇番一号

（乙）株式会社セントラルメディエンスコミュニケーションズ

代表取締役　中川隆太郎

第７期決算公告　令和８年３月11日

東京都港区虎ノ門２丁目10番１号

株式会社セントラルメディエンス

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	1,487,957,071
	固定資産	243,066,569
	資産合計	1,731,023,640
負純資産及び債の部	流動負債	1,086,529,131
	固定負債	285,643,939
	株主資本	258,850,570
	資本金	150,034,000
	資本剰余金	96,050,000
	資本準備金	96,050,000
	利益剰余金	12,766,570
	その他利益剰余金	12,766,570
	（うち当期純損失）	(581,166,717)
	新株予約権	100,000,000
	負債・純資産合計	1,731,023,640

第21期決算公告　令和８年３月11日

東京都港区虎ノ門２丁目10番１号

株式会社セントラルメディエンスコミュニケーションズ

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	212,631,467
	固定資産	22,671,724
	資産合計	235,303,191
負純資産及び債の部	流動負債	133,912,394
	固定負債	130,943,899
	株主資本	△29,553,102
	資本金	18,000,000
	資本剰余金	42,170,202
	資本準備金	4,080,000
	その他資本剰余金	38,090,202
	利益剰余金	△89,723,304
	その他利益剰余金	△89,723,304
	（うち当期純損失）	(78,678,286)
	負債・純資産合計	235,303,191

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十一日

京都市中京区新京極通四条上ル中之町五五六番地

（甲）株式会社井和井

代表取締役　岩井　彬

京都市下京区烏丸通仏光寺東入上柳町三三五番地岩井物産ビル内

（乙）株式会社アルバインターナショナル

代表取締役　岩井　彬

第40期決算公告　令和８年３月11日

京都市中京区新京極通四条上ル中之町556番地

株式会社井和井

代表取締役　岩井　彬

貸借対照表の要旨（令和７年４月20日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	522
	固定資産	154
	合計	676
負純資産及び債の部	流動負債	118
	固定負債	391
	株主資本	166
	資本金	10
	資本剰余金	13
	その他資本剰余金	13
	利益剰余金	143
	その他利益剰余金	143
	（うち当期純利益）	(84)
	合計	676

第29期決算公告

令和８年３月11日

京都市下京区烏丸通仏光寺東入上柳町335番地岩井物産ビル内

株式会社アルバインターナショナル

代表取締役　岩井　彬

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	206,436
	合計	206,436
負純資産及び債の部	流動負債	70
	固定負債	207,070
	株主資本	△ 704
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 10,704
	その他利益剰余金	△ 10,704
	（うち当期純利益）	(6,413)
	合計	206,436

吸収分割公告

当社は、吸収分割により株式会社寄宮（住所沖縄県那覇市港町二丁目七番一六号）の不動産運用事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十一日

沖縄県那覇市港町二丁目七番一六号

ＳＹＭＷＡホールディングス株式会社

代表取締役　渡久地政也

第３期決算公告

令和８年３月11日

沖縄県那覇市港町二丁目７番16号

ＳＹＭＷＡホールディングス株式会社

代表取締役　渡久地政也

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	14,303
	固定資産	176,108
	合計	190,411
負純資産及び債の部	流動負債	1,087
	固定負債	133,320
	株主資本	56,003
	資本金	8,000
	資本剰余金	22,000
	その他資本剰余金	22,000
	利益剰余金	26,003
	その他利益剰余金	26,003
	（うち当期純利益）	(3,375)
	合計	190,411

第30期決算公告

令和８年３月11日

沖縄県那覇市港町二丁目７番16号

株式会社寄宮

代表取締役　渡久地政也

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	412,584
	固定資産	613,521
	合計	1,026,105
負純資産及び債の部	流動負債	208,215
	固定負債	240,971
	株主資本	576,918
	資本金	30,000
	利益剰余金	546,918
	その他利益剰余金	546,918
	（うち当期純利益）	(38,619)
	合計	1,026,105

第20期決算公告

令和８年２月20日
岩手県盛岡市津志田町一丁目５番21号
株式会社ブリヂストンタイヤサービス岩手
代表取締役　髙橋　瑞彦

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	186,064
	固定資産	9,744
	合計	195,808
負債及び純資産の部	流動負債	76,773
	固定負債	25,487
	株主資本	93,548
	資本金	8,000
	利益剰余金	85,548
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	85,548
	（うち当期純利益）	(8,759)
	合計	195,808

第11期決算公告

令和８年３月11日
東京都千代田区永田町二丁目11番１号山王パークタワー５階トラスティーズ・コンサルティングＬＬＰ内
株式会社ＥＰインベストメント
代表取締役　寺田　芳彦

貸借対照表の要旨
（令和７年５月15日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	311
	合計	311
負債及び純資産の部	株主資本	311
	資本金	500
	利益剰余金	△188
	その他利益剰余金	△188
	（うち当期純利益）	(0)
	合計	311

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしましたので公告します。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年三月十一日
東京都千代田区永田町二丁目一一番一号山王パークタワー五階トラスティーズ・コンサルティングＬＬＰ内
株式会社ＥＰインベストメント
代表取締役　寺田　芳彦

第63期決算公告

令和８年３月11日
長崎市御船蔵町２番３号
不動技研工業株式会社
代表取締役　濵本　浩邦

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,140
	固定資産	4,090
	合計	5,230
負債及び純資産の部	流動負債	587
	（賞与引当金）	(185)
	固定負債	19
	株主資本	4,406
	資本金	24
	利益剰余金	4,382
	利益準備金	6
	その他利益剰余金	4,376
	（うち当期純利益）	(453)
	評価・換算差額等	218
	合計	5,230

第５期決算公告

令和８年３月11日
長野県上田市中央２丁目10―15
株式会社モジワウス
代表取締役　井上　拓磨

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	56,575
	固定資産	619
	繰延資産	202
	合計	57,397
負債及び純資産の部	流動負債	52,732
	固定負債	17,382
	株主資本	△ 12,717
	資本金	20,000
	利益剰余金	△ 32,717
	その他利益剰余金	△ 32,717
	（うち当期純損失）	(21,060)
	合計	57,397

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年三月十一日
長野県上田市中央二丁目一〇―一五
株式会社モジワウス
代表取締役　井上　拓磨

第56期決算公告

令和８年３月11日
広島県呉市広末広一丁目２番10号
新日造エンジ株式会社
代表取締役　秋友　秀司

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	3,821,827	流動負債	1,173,033
固定資産	3,190,402	うち保証工事引当金	10,605
有形固定資産	87,824	うち賞与引当金	50,025
無形固定資産	1,531	固定負債	79,509
投資その他の資産	3,101,047	うち退職給与引当金	77,204
		株主資本	5,759,687
		資本金	48,000
		利益剰余金	5,711,687
		利益準備金	12,100
		その他利益剰余金	5,699,587
		（うち当期純利益）	(830,904)
資産合計	7,012,229	負債・純資産合計	7,012,229

入札のお知らせ

次のとおり一般競争入札に付します。
令和８年３月11日
社会福祉法人永照福祉会
理事長　龍永　直記

1　工事名　（仮称）ＬＯＴＵＳ児童発達支援事業所改修工事
2　工事場所（住居表示）
広島県広島市安佐南区西原六丁目25―37
3　工事概要
①　建築主体工事（内装工事）
②　電気設備工事
③　給排水設備工事
④　空調設備工事
4　予定価格　非公表とする。
5　入札参加資格等　詳細については令和８年３月16日午前11時までに下記へご連絡下さい。
社会福祉法人永照福祉会　担当：龍永　直記
Mail：info@lotus-nishihara.jp

第24期決算公告

2026年３月11日　岩手県花巻市二枚橋第４地割３―５
イーエヌ大塚製薬株式会社
代表取締役　宗行　哲

貸借対照表の要旨
（2025年12月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	10,471	流動負債	6,060
固定資産	13,760	賞与引当金	89
有形固定資産	12,597	役員賞与引当金	15
無形固定資産	425	その他	5,955
投資その他の資産	738	固定負債	4,274
		役員退職慰労引当金	129
		その他	4,144
		負債合計	10,335
		株主資本	13,896
		資本金	1,510
		資本剰余金	1,500
		資本準備金	1,500
		利益剰余金	10,886
		利益準備金	2
		その他利益剰余金	10,884
		純資産合計	13,896
資産合計	24,232	負債・純資産合計	24,232

損益計算書の要旨
（自　2025年１月１日　至　2025年12月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	21,379	経常利益	1,922
売上原価	16,251	特別利益	―
売上総利益	5,127	特別損失	69
販売費及び一般管理費	3,188	税引前当期純利益	1,852
営業利益	1,939	法人税、住民税及び事業税	456
営業外収益	20	法人税等調整額	△ 4
営業外費用	37	当期純利益	1,401

第52期決算公告　令和８年３月11日
愛知県半田市住吉町三丁目34番地
株式会社榊原
代表取締役　榊原　卓哉
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	557,092
	固定資産	775,658
	繰延資産	6,161
	合計	1,338,912
負純資産及び部	流動負債	189,615
	固定負債	869,260
	株主資本	280,036
	資本金	30,000
	利益剰余金	250,036
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	247,036
	評価・換算差額等	0
	（うち当期純損失）	(58,423)
	合計	1,338,912

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。
令和八年三月十一日
愛知県半田市住吉町三丁目三四番地
（甲）株式会社榊原
代表取締役　榊原　卓哉
名古屋市瑞穂区明前町七番九号
（乙）有限会社名塗工業
代表取締役　榊原　卓哉

第35期決算公告　令和８年３月11日
長崎市西坂町２番３号
株式会社シアスタ
代表取締役　下田　哲
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	103,974
	固定資産	46,471
	合計	150,445
負純資産及び部	流動負債	44,900
	（賞与引当金）	(25,912)
	固定負債	60,000
	株主資本	45,545
	資本金	10,000
	資本剰余金	1,262
	利益剰余金	34,282
	利益準備金	750
	その他利益剰余金	33,532
	（うち当期純損失）	(2,293)
	合計	150,445

第36期決算公告
令和８年３月11日
名古屋市名東区若葉台1527番地
株式会社ピュアスプリング
代表取締役　船津　太樹
貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	98,562
	固定資産	383,080
	合計	481,643
負純資産及び部	流動負債	52,424
	固定負債	286,872
	株主資本	142,346
	資本金	10,000
	利益剰余金	132,346
	その他利益剰余金	132,346
	（うち当期純利益）	(45,881)
	合計	481,643

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。
令和八年三月十一日
名古屋市名東区若葉台一五二七番地
（甲）株式会社ピュアスプリング
代表取締役　船津　太樹
名古屋市名東区若葉台一五二七番地
（乙）有限会社ピュア・プランニング
代表取締役　船津　清春

第47期決算公告　令和８年３月11日
長崎市旭町８番20号
株式会社ＰＡＬ構造
代表取締役　久松　好己
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	367,602
	固定資産	455,342
	合計	822,944
負純資産及び部	流動負債	156,933
	（賞与引当金）	(43,200)
	固定負債	106,650
	株主資本	485,070
	資本金	10,000
	利益剰余金	475,070
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	472,570
	（うち当期純利益）	(1,526)
	評価・換算差額等	74,291
	合計	822,944

第53期決算公告
令和８年３月11日
大阪市東成区深江北二丁目３番33号
ＹＳＢ株式会社
代表取締役　松川　繁
貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,282,397
	固定資産	434,059
	資産合計	1,716,457
負債及び純資産の部	流動負債	404,745
	（解体費用引当金等）	(37,700)
	固定負債	411,806
	（退職慰労引当金）	(7,340)
	（退職給付引当金）	(101,564)
	負債合計	816,551
	株主資本	899,905
	資本金	27,400
	資本剰余金	72,600
	資本準備金	72,600
	利益剰余金	815,739
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	808,239
	（うち当期純利益）	(126,423)
	自己株式	△15,833
	純資産合計	899,905
	負債・純資産合計	1,716,457

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は令和八年五月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年二月二十六日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。
令和八年三月十一日
大阪市東成区深江北二丁目三番三号
（甲）ＹＳＢ株式会社
代表取締役　松川　繁
大阪府堺市美原区木材通二丁目二番三八号
（乙）ＴＥＣ分析センター株式会社
代表取締役　村田　修

第８期決算公告　令和８年３月11日
大阪府堺市美原区木材通二丁目２番38号
ＴＥＣ分析センター株式会社
代表取締役　村田　修
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	54,983
	固定資産	1,312
	合計	56,296
負純資産及び部	流動負債	20,439
	固定負債	20,782
	（役員退職慰労引当金）	(1,535)
	（従業員退職給付引当金）	(71)
	株主資本	15,074
	資本金	3,000
	利益剰余金	12,074
	その他利益剰余金	12,074
	（うち当期純利益）	(2,168)
	合計	56,296

第59期決算公告
令和８年３月11日
三重県四日市市西坂部町4789番地の２
朝日ガスエナジー株式会社
代表取締役　森　明
貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,094,485
	固定資産	5,107,483
	繰延資産	21,864
	資産合計	9,223,832
負債及び純資産の部	流動負債	3,473,736
	（うち賞与引当金）	(48,000)
	固定負債	3,408,370
	（うち退職給与引当金）	(145,571)
	（うち海外投資引当金）	(421,100)
	負債合計	6,882,107
	株主資本	2,341,725
	資本金	145,000
	資本剰余金	19,000
	資本準備金	19,000
	利益剰余金	2,177,725
	利益準備金	26,862
	その他利益剰余金	2,150,863
	（うち当期純利益）	(397,161)
	純資産合計	2,341,725
	合計	9,223,832